

令和 7 年第 3 回 飯塚市議会会議録第 2 号

令和 7 年 6 月 1 7 日（火曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開議

○議事日程

日程第 6 日 6 月 1 7 日（火曜日）

第 1 一般質問

○会議に付した事件

第 1 緊急質問 6 月 1 2 日の日程第 5、閉会中の議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任の報告について

第 2 一般質問

○議長（江口 徹）

これより本会議を開きます。一般質問を行います。

（「動議」と呼ぶ者に続き、起立する者あり）

2 0 番 鯉川信二議員。

○2 0 番（鯉川信二）

飯塚市議会会議規則第 5 7 条の規定に基づき、「6 月 1 2 日の日程第 5、閉会中の議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任の報告について」、一般質問の前に緊急質問を求め、日程に追加し、直ちに議題とすることを望みます。

なお、本件については、議長に対して、詳細な内容についての質問が及ぶことが想定されますので、副議長に議事進行をお願いしたいと考えております。

○議長（江口 徹）

ただいま提出されました動議の賛成者は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

取扱いを協議するため、暫時休憩いたします。

午前 1 0 時 0 2 分 休憩

午前 1 0 時 2 0 分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

2 0 番 鯉川信二議員から「6 月 1 2 日の日程第 5、閉会中の議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任の報告について」の緊急質問のため、発言を許されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。2 0 番 鯉川信二議員から「6 月 1 2 日の日程第 5、閉会中の議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任の報告について」の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直

ちに発言を許すことに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、「6月12日の日程第5、閉会中の議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任の報告について」の緊急質問を日程に追加し、直ちに発言を許すことは、可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。

緊急質問を行います。お諮りいたします。本動議と同一の内容を有する他の議員の質問については、その都度、お諮りすることなく、発言を許可することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、そのように発言を許可することと決定いたしました。

まず、20番 鯉川信二議員の発言を許します。20番 鯉川信二議員。

○20番（鯉川信二）

先ほど声が大きいというご指摘を受けましたので、トーンを下げて質問いたします。

6月12日の本会議における日程第5の議長の議事運営について緊急質問をいたします。

まず、6月12日の本会議は、執行部提出議案の提案理由説明の後、動議が提出され、「閉会中に議長が全議員を委員に指名したことについて」緊急質問がありました。その中で、複数の議員から「代表者会議を開いて調整してはどうか」という質問に対し、議長は、ただただ法解釈が間違っていないことを主張され、協議の余地はない旨を答えられました。

その後、さらに動議が提出され、「江口徹議長に対する議長辞職勧告決議」が可決されました。その後、私どもは、議長が職責を果たしていないことへの抗議の意味を含め、議場へは入場しませんでした。

このことについて、議長はどのようにお考えでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

皆様方が辞職勧告決議を可決されたことについては、そうですね——。辞職勧告決議にある「8日間の空転の」という部分がございました。その部分に関しては、私の責任というよりも、皆様方の責任であると考えております。

皆様方の意思を受け止めはしますが、辞職する意思はないと考えております。そしてなお、議事については進めなくてはならないと考え、次の議事に入らせていただいた次第です。

○副議長（兼本芳雄）

20番 鯉川信二議員。

○20番（鯉川信二）

我々が悪いんだというような答弁かと思います。

次に、議長辞職勧告決議が可決された後、議長は調整や代表者会議を行っていません。辞職勧告決議が可決された議長が取るべき行動はどのような行動とお考えでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

その辞職勧告決議をどう考えるか判断し、それに従って行動するということだと考えています。

○副議長（兼本芳雄）

20 番 鯉川信二議員。

○20 番（鯉川信二）

それは、否決されようが、可決されようが、同じ考えですか。

可決された。要するに、大多数の人間が辞職を求めている。それに対しても、今のような答弁ですか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

結果のいかににかかわらず、議長としての職責をどう果たすか、議事をどうやって進めるかというところを第一に考えてさせていただきました。

○副議長（兼本芳雄）

20 番 鯉川信二議員。

○20 番（鯉川信二）

次に移ります。決議が可決された後の議長の対応として、私どもは議長の調整や代表者会議が開かれるものと思っておりましたが、議長はその決議を何ら顧みることなく、本会議を再開しようとししました。議長は議場に入場していない14名に対し、出席催告を行った後、定足数を満たしていない状態で本会議を強行されました。たしか10名だったと思います。

今後、同じように定足数を欠く状況となったときに、同じような議事運営をされるのかどうかをお尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

本会議が開かれ、それに応じて議事に参加されるのは、皆様方、私を含めて議員の職責であると考えております。ですので、それについては肅々と進めさせていただきたいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

20 番 鯉川信二議員。

○20 番（鯉川信二）

議長は、委員会委員の指名について、公平性・公正性にに基づき、それをなされましたでしょうか。

特に、議会運営委員会については、各会派・議員から希望の届出が提出されているにもかかわらず、それによらず、また、調整は行われずに、指名がなされております。

前回の緊急質問においては、指名に先んじて、組み替えられた議長会派と副議長会派からそれぞれ委員が指名されていること。また、両会派には指名において事前に議長から報告があったことが明らかになっており、議長の恣意的な指名を疑わざるを得ません。

議会運営委員会を含め、疑義のある議長の指名により構成された委員会について、適正・適切な審査が可能であるとお考えでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

選任の経過についての緊急質問が12日にございました。そのときにも説明させていただきましたが、臨時会において、再三、希望調査を出していただきたい旨のお願いをさせていただきま

したが、それに対する希望調査の提出はなされないままでした。その中で、出されている会派・個人の方々については希望どおりとさせていただいております。

そしてまた、議会運営委員会につきましては、会派の皆様方、7会派あったかと思いますが、会派を組んでおられる7会派の方々に関しては、皆様方を希望どおりとさせていただいております。公平公正な選考を行ったと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

20番 鯉川信二議員。

○20番（鯉川信二）

それについては見解の違いだと思います。

次に、閉会中の委員会委員の選任もそうですが、議長が権限行使をされるとき、法的に問題がなければ、代表者会議等で協議するつもりはないのか、確認いたします。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

今回につきましては、5月26日から30日までの間、皆様方から、提出されていない方々に対しても、改めて希望調査の提出を求めました。それに対しても、臨時会同様、提出がなされませんでしたので、協議の意思はないと判断し、そうさせていただきましたが、案件によってはきちんと協議をさせていただきたいと考えております。

そしてなお、付言いたしますが、先週6月9日、10日に、一旦、希望調査が提出されなかった会派の方々からも出されました。そのことを含めて協議をさせていただきたいと、当初、先週金曜日には、本日朝に代表者会議を招集することを検討いたしました。それについては、一旦、取り下げるというお話がございましたので、本日朝の代表者会議は取りやめたものであります。

皆様方には、先日、12日に委員の変更について、きちんと申入れがありましたら、それについては速やかに対応いたしますと、この場でお話をさせていただきました。それについてはいまだに変わっておりませんので、提出がありましたら、きちんと協議の上、本会議に諮りたいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

20番 鯉川信二議員。

○20番（鯉川信二）

最後に、議長の6月12日の議事運営は決して容認できるものではありません。

また、このまま出席しなければ、議長は僅かな議員のみでも議事を進行されるということが分かりました。

僅かな議員のみで開議を容認することは、信託した市民への責任を果たせません。苦渋の決断ではありますが、議会には出席し、市民への責任を果たします。以上で質問を終わります。

○副議長（兼本芳雄）

ほかに質問のある議員はいらっしゃいませんか。11番 川上直喜議員の発言を許します。

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は12日、2回の出席催告後の本会議開催の直前に、江口議長、兼本副議長に、「この状態で本会議を始めて本当にいいのか」、「本日、12日については、この状態での本会議再開は見送ったほうがいいのではないか」というふうに述べて、その提案は受け入れられず、私としては、成功するかどうか分からないけれども、場外におられた代表者ないし議員にどういう意向かお聞きしたいと思って、場外に出ました。その聴取をしている間に本会議が開催されていったわけですが、私もこういう状態は、過去、飯塚市議会の歴史の中にはなかったことであり、事態を重大視しています。

この間の経過、基本的に共通認識の部分と、それから、まだ私としては調査しなければ全貌が見えていないところがあるわけです。前提として、議長の問題、任期の問題については重ねて言う必要もないと思いますが、地方自治法において議員の任期としているわけですから、そういう意味での法的な任期は到来していないということははっきりしているし、その意味では、密約に基づいて、2年たったから辞めるというようなのは、地方自治の本旨ないし住民の信頼に応えて頑張るという点ではおかしいんじゃないかということは再三申し上げております。その点で、そういう立場から、江口議長については、今の事態を呼んでいる大本にあるのは、この立憲民主党、飯塚みらい会、有和会との前日の5月14日、交わしたとされる覚書、その破綻があるわけですから、そういう私的な覚書の破綻が議会の今日の事態に深刻度を増しながら、今日まで来ているわけですから、この間、重ねて、この覚書、私は「密約」というふうに呼んでいますけど、公表するように議長に求めました。それは、この間の緊急質問の折にも、案件と関係がないということで答えなかったんですけど、関係ないどころか、これが大本ではないかと。

私が「密約」と呼ぶことについて、「なぜ密約と呼ぶんですか」と市民から聞かれました。この覚書の中に、2日前に議会運営委員会で確認したはずの「議長は総務委員会に所属する」という、本市始まって以来、ずっとの申合せ事項、しかも、今言った5月12日の議運のときに配付した資料においても、議長の責任、あるいは議会運営委員長の責任で配付したのに、それに反することが堂々と書かれているからです。

2日前に自分が確認し、同意を求めた申合せ事項、「議長は総務委員会に所属する」ということを、2日後には、立憲民主党の2人と飯塚みらい会の2人で合意して、「それだったら自分は辞めますよ」、「県央には残してください」みたいな、ふくおか県央環境広域施設組合議会議員は、もともと江口議員が辞めると言わなければ、そのまま任期継続するわけですから、不可解極まりないものを「密約」と呼ばないで何と呼ぶか分からない。

それで、今の事態、着地点が全然ないんですよ。ですから、この覚書を公表し、自分の手で。そして、「こういう事情だったんです」、「ここに誤りがありました」、「こういうつもりがありました」というのを述べることによって、飯塚市議会の機能回復の道は開かれていくのではないかなと思うんですよ。ちょっと答弁を求めます。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

先日もお答えいたしました、本件とは関係のないことであると考えますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

本件と関係があるかどうかは、市民の目線で見れば分かることじゃないですか。これは、本件とは関係ないと言い続けている姿には、今の事態を打開していこうという姿勢がないという指摘を随分受けていると思うけど、その状態には、まだ反省がないんだというふうに思いました。

それからもう一つ、議会運営委員会は、あなたも強調しているように、議会の円滑な運営のためにはなくてはならないものです。これをどう守り、維持し、適正に改選するかというのは大事な課題だったはずで、第一義的に。常任委員会も大事です、もちろん。しかし、今の局面の中では、議会運営委員会をどうするのかというのが最大の課題だったはずなんです。議運のメンバーに10人から希望が出されていますね。これは、私は5月30日までにという線を、議長が依頼という形だったと思うけど示したので、10人全員が最後の段階で希望を出したのは5月30日だと思っていただけで、5月30日、最後に出されたということでもいいですか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

その点については、どこの会派がいつというのは、私は承知しておりません。ただ、5 月 3 0 日までの中でエントリーがあったというのは承知しております。そこについては事務局に確認していただけたらと思います。

○副議長（兼本芳雄）

1 1 番 川上直喜議員。

○1 1 番（川上直喜）

事務局に振られたので、最後の方は5 月 3 0 日に提出されたんですか。いつ提出されたんですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

会派の方々から出された日付は、今、手元にありませんけども、5 月 3 0 日で全員提出をされております。

○副議長（兼本芳雄）

1 1 番 川上直喜議員。

○1 1 番（川上直喜）

それは、5 月 3 0 日にあなたが見たとき、数えたときに、「1 0 人だね」となったわけでしょう。だから、それ以前に1 0 番目の人が出していることも起こり得るわけですね、今の答弁との関係では。それはいつですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

最後の方は5 月 3 0 日でした。

○副議長（兼本芳雄）

1 1 番 川上直喜議員。

○1 1 番（川上直喜）

それは本当ですか。

○副議長（兼本芳雄）

暫時休憩いたします。

午前1 0 時4 1 分 休憩

午前1 0 時4 4 分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

日付順に言いますと、5 月 2 6 日に1 人、5 月 2 7 日に3 人、5 月 2 9 日に2 人、それから5 月 3 0 日に2 人、それ以前に出された分をそのまま適用してくれという方が2 人、これで1 0 人になります。

○副議長（兼本芳雄）

1 1 番 川上直喜議員。

○1 1 番（川上直喜）

そうすると、３０日に２人出されたのは、私の表現だけど、４会派１５人の方なんですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

いえ、そうではありません。飯塚みらい会と有和会の２人が３０日に出されております。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

それは、細かいけど、何時頃ですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

正確な時間は覚えておりませんが夕方だったと、４時か５時ぐらいだったと思います。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

ということは、３０日の締切りぎりぎりに提出したのが、小幡俊之議員と金子加代議員ということになりますか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

そのとおりでございます。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

議長、自分のところの会派、友好会派の提出が５月３０日、自分が示した締切りのぎりぎりになったのは、どういう事情ですか。

○副議長（兼本芳雄）

１番 江口 徹議員。

○１番（江口 徹）

それは会派の代表者に聞いていただけましたらと思います。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

２９日に２人が手を挙げられているわけでしょう。この２人は４会派１５人の中の方ですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

そのとおりでございます。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

ということは——、誰か分からないね、２人ですね。これまで臨時議会で江口議長の下では手を挙げないと言い続けてきた方々が、２９日には変化して、希望を出してきたわけでしょう。その段階では定数が何人ですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

議運の定数9人に対して、29日付では8人の提出があっております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先着順というふうにはなっていませんけど、定数9人に対して、前日、29日の段階で8人まで来たわけですね。そして、30日の夕方になって議長関係会派の2人が夕方5時頃に出したために、何人になるんですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

30日の2名を足して、10名の提出がありました。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは、議長、もし手を挙げた方が定数内だったらどういうことになるんですか。今回、議長の関係会派から2人がぎりぎりが出たから10人になったけど、出さなければどうなったんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

ちょっと次長の説明に誤りがあったかと思いますが、その点、お答えさせていただきます。もともと、飯塚みらい会、有和会につきましては、臨時会のときから希望調査を出されています。そして、今回、なお、「そのままのところはそのままですよ」、「変更があるところは変更で届けてください」というふうな形でさせていただいております。ですので、私の理解としては、29日の時点でもう既に10名となっているかと思っています。そもそも、26日の時点で、5名、既に臨時会のときにエントリーがあっておりますので、それに後日、4会派15人の方々の中から加わったという理解をしております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ある事情が生じたために、飯塚みらい会と有和会は30日の5時前の提出にならざるを得なかったのではないですか。

その事情というのは、この間、「それは会派の代表に聞いてくれ」と言われたんだけど、そういうわけにはいかないというやつを今から言いますよ。

5月30日になって、兼本議員と江口議員が、まず、江口議員は飯塚みらい会から有和会に移籍しました。それから、兼本議員は有和会から飯塚みらい会へ移籍しました。これは相互にきちんと話し合っていなければ、有和会がなくなってしまうから、解散になるので、当然、話し合っただけのことです。

このことによってどういう効果が生まれるかというのは別に考えられるんだけど、このことは、どの議員がどの会派に所属する、しないというのは、解散しますという話ではないので、代表者に関わりがない。

だから、ここは江口議員の立場で、なぜ、飯塚みらい会から——、政策について共有する者

が集まっているのが会派でしょう、そこを離れて有和会になぜ行ったのかについては、代表者の問題ではなくて、江口議員、一人の議員としての行動と判断されるので、なぜこういうことをしたのかと思って、この間、聞いたんです。それは答えたくないということだろうと思うわけです。ですから、「会派の代表に聞いてくれ」と。今すぐ聞いて、今すぐ答えてもらえるんだっというけれど、そういうことはできないということを承知の上で、「それは案件とは違います」と言ってみたり、「代表者に聞け」と言ってみたりという状況です。

ですから、会派の変更、この2人の相互の会派の変更はいつあったんですか、届出は。事務局をお願いします。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

正確な時間はちょっと手元にありませんが、30日の夕方だったと記憶しております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしたら、同時ということではないんですか、先ほど言った希望提出と。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

提出された用紙にその時間まで書いていなかったの、同時かどうかまでの正確な記憶は、今、お答えすることができません。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

確かに、議運、それから常任委員会の配置については、今回は、重大な事情があって、アンケートを取るような不規則なことをしたんだけど、本来は、会派主義ですので、基本的に代表者会議で調整するわけですから、代表者が自分の会派の議員の希望は掌握して、そして代表者会議で話し合うわけでしょう。会派に所属していない方は、議長がそのことと同時並行で調整するということをやってきたわけです。

今回、希望を取るということはイレギュラーなことなんです。そういうイレギュラーな中で、こういうことが起こっているわけです。ここで言いたいことは、江口議員に聞きたいんだけど、2つ。順番に聞きましょうね。

一つは、4会派15人が締切り前の前日までに、全会派から議会運営委員の希望が出たわけでしょう。この変化はかなり重大なんです。なぜ、こういう変化が生じたか。いろいろ反省したこともあるかもしれない。共産党からいろいろ言われたことがあるかもしれない。しかし、市民の目から見て、先ほど鯉川議員もおっしゃったけど、苦渋の選択で議会活動に加わっていくと言われたんだけど、やはり市民の世論があったと思うんです。この3つぐらいの要件の中でこういう変化が生じた。これに着目するのが議長の仕事でしょう。この辺から捉えて――。

○副議長（兼本芳雄）

川上議員、すみません。前回の緊急質問で「閉会中に議長が全議員を委員に指名したことについて」と、緊急質問がございましたでしょう。今、内容がちょっとそちらになっているように感じていますので、質問を変えた上でお願いいたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

だけど、このことを抜きにして、動議を出され、その後質問された鯉川議員の問題視の一番はここにあるんじゃないですか。だから、動議趣旨とかみ合っている中身だと私は思いますけど、

表面的なことだけじゃなくてね。

それで、変化が生じたから、調整のチャンスだと江口議長は考えなかったんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

変化が生じたのはそのとおりであります。ですので、議会運営委員会に対する各会派の希望調査についてはそのまま受け入れさせていただきました。ただ、常任委員会については提出がなされないままでしたので、ここについては協議ができないというふうな判断をさせていただきました。

○副議長（兼本芳雄）

1 1 番 川上直喜議員。

○1 1 番（川上直喜）

「不完全」の話でしょう。それは「江口独自基準」なんですよ。それはもう論破済みでしょう。誰が見てもおかしいじゃないですか。

一方で、2つ聞くと言ったでしょう、もう一つ聞くのは、議長会派ですよ、8人出ています。2人出せば調整が必要になります。議長会派なんですよ、1人だったら、ちょうど9人で、江口独自基準からいっても、何の問題もないわけです。5時になって、あえて小幡さんと金子さんが、入れ替えが終わって、出してくるわけでしょう。（発言する者あり）そういうふうに言うんだけど、前提は、兼本議員と江口議員の入れ替えがあるわけでしょう。だから、常任委員会のメンバーが変わったんでしょう、当初出したメンバーから。（発言する者あり）だから、議長会派に調整の意思があれば、2人は出さないですよ、百歩譲って。

4会派15人が先ほど言ったような事情の中で態度が変化した、調整の可能性が湧いたにもかかわらず、議長会派のほうは、少し考えれば議運は守られたんです。このような形で、全員、首とかする必要はなかったわけ。

ということが見えてきたんだけど、これについてはどうお考えですか、自ら調整を壊そうとしたという。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

5月26日にLINE WORKSで皆様方にお伝えしていただいたことを、そのまま読み上げます。次長に配信をお願いしました。

「議会事務局の上野です。

本日（5月26日）、江口議長より議員の皆様へ『議会運営委員会・常任委員会委員届出一覧表』の提出依頼がありましたので、お知らせします。

すでに提出されている会派及び議員の皆様につきましては、変更が無ければ提出の必要はございません。

提出されていない会派及び議員の皆様につきましては、5月30日（金）17：00までに議会事務局へ提出いただきますようお願いいたします。」

そして、「議運・常任委員選出一覧表」並びに「議会選出各種委員等選出一覧表」をつけております。

そして、その選出一覧表の部分に関してです。

「議会事務局の上野です。

先ほど添付しました『議会選出各種委員等選出一覧表』につきましても、5月30日（金）17：00までに議会事務局へ提出いただきますようお願いいたします。」

ですので、既に提出されている会派については、変更がなければ提出する必要がないとしか

りとお話をしております。ですので、川上議員が言われている5月29日の時点で8名ではございません。10名であると、私は考えております。

なおかつ付言するならば、飯塚みらい会、そして有和会ともに、議会運営委員会のエントリーについては前回同様でございます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

上野さんまで引っ張り出してきて、私の質問には答えていないんですよ。

最初一番に聞いたのはもう答えがあったけど、変化がありましたよね、調整をするチャンスが生まれましたよねと。にもかかわらず、調整ができなくなるように、自派の2人を5時ぎりぎりに出してきたと。そうやって首を振るんですよ。でも事実でいきましょうよ。答弁してください。チャンスが生まれていたんでしょう。まず一番。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

事実でお答えしています。飯塚みらい会、そして有和会からは、既に臨時会の中から提出がっております。そして、会派の中の異動がありましたので、当然のことながら、常任委員会の貼付けには変更が生じます。ですので、出されたものと考えております。

調整の部分に関しましては、会派から出された方々に関しては、当然のことながら、その方々を優先するのは当たり前と思っています。ですので、会派から出された方については、その旨、選んで選任させていただきました。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

まだ答えていないでしょう。だから、あれだけ5月臨時議会でひどいことをした、私から言わせればひどいことをした、この4会派・無所属の15人のほうから、希望に応じるということで、まず、議運が出てきた。常任委員会を出ていないけど、変化の兆しが生じているわけです。ここを議長が捉えないで、誰が捉えるんですか。29日に4会派・無所属15人が出してきたとか、私が分かりますか。私が分かっていたら調整したかもしれませんよ。それを知っていて、5時に、逆にいえば、取り下げてもよかったんですよ、議長会派は。自分が調整しようという、困難を打開しようと思えば、1人取り下げれば、議員は三角とか数える必要はなかったんです。ぐらいのことなんです。

それで、江口議長は、この間、驚いたことを言ったんです。6月5日に議会運営委員会をやりましたね。この議会運営委員会では、私も発言して、常任委員会については、小幡さんは最悪の場合というふうに、最後に言われたんですけど、12日の段階、20日の段階で出そろわない場合は、委員会条例に基づいて現行体制で行きましょうということを言って、確認したじゃないですか。合意したじゃないですか。その大事な議会運営委員会を、江口議長はもうやめようとしていたんです。こう言ったでしょう。「6月5日の議運はもう招集済みだったから、やらざるを得なかった」と言ったでしょう。だから、江口議長は、6月2日、3日、遅くとも4日の間には、一度は、この閉会中の全議員の解任と所属替えをやろうとしたんです。と思われる発言をした。そうなんですね。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

解任ではございません。後期の2年間の委員の選任を行ったということでございます。

併せて答えると、５日以前に考えていなかったのかどうかについては、それについても検討はいたしました。ですので、関係各所へ問合せをしたところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

２３番 小幡俊之議員。

○２３番（小幡俊之）

ちょっと横道にそれますが、今、議長は記憶にないかもしれませんので、事務局にお尋ねします。５月１５日から臨時議会を開いて、議運のメンバーを出すように議長から指示がありまして、５月１５日から５月３０日の間、飯塚みらい会の小幡俊之は議運のメンバーにエントリーして――。

○副議長（兼本芳雄）

小幡議員、すみません。川上議員はまだ質問が残っております。順番で行きましょう。

（発言する者あり）何がですか。（発言する者あり）とりあえずちょっと順番にやりましょう。（発言する者あり）今の川上議員に関する関連の形になるんですか。（発言する者あり）
暫時休憩いたします。

午前１１時０６分 休憩

午前１１時１９分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。

先ほどの小幡議員の質問で、私は「関連ですか」ということを聞いたんですけども、関連質問というのは認めることができませんので、委員会の希望調査について、再度、議会事務局に説明させますので、議会事務局次長、よろしくお願いいたします。議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

先ほど、議会運営委員会・常任委員会委員の届出のご説明をさせていただきました。飯塚みらい会と有和会につきましては、５月１５日に、一度、届出を出されております。その中では議会運営委員会は、飯塚みらい会は小幡議員、それから有和会は金子議員ということで提出をされております。先ほど、私が５月３０日提出分の説明をさせていただきましたが、ここで会派間の移動がっておりますので、５月３０日に再提出という形でお受けした分が、５月３０日でございますが、その中のお名前を見ますと、飯塚みらい会の議会運営委員会は小幡議員、それから有和会は金子議員ということで、同一のお名前が書いてあります。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

今から言うことは、へ理屈に聞こえるかもしれないけど、注意深く聞いてくださいね。いいですか、江口議長の矛盾を尋ねるわけです。

無所属の議員が議会運営委員会だけに５月２９日に希望を出したんでしょう。そうしたら、「不完全です」ということで、優先順位が事実上最下位になってしまったというのは分かったじゃないですか。

ところが、自会派及び飯塚みらい会との関係で言えば、入れ替わったわけでしょう。改めて、議会運営委員のところにも名前を書いているわけですね。これはそのままだったら不完全だったからじゃないんですか。だから、会派のメンバーが入れ替わった瞬間に、常任委員会の構成が変わるわけですから、その瞬間に、それは不完全なんでしょう。だから、不完全な状態を改善して会派として出しているわけでしょう。これが５月３０日の午後５時前ということなんです。

私はそのことをここで引き続き言うつもりはないんだけど、「自分基準で物事を考えます」という暴走状態にあるのかと思うんだけど、議長会派だったら、三角も考えないで、民主的な調整を考えないんだったら、議長会派が工夫するというのが仕組みではないかと思うんです、議長会派の責任ですよ。譲ったりすることもあったわけでしょう、議長会派はこれまで。その点からいえば、江口議長は、この間に調整の可能性が出ておる情勢があったのに、あえて民主的な調整を行おうとしなかったということになるんじゃないかと思うんだけど。

6月6日の5時25分、LINE WORKSに放り投げて、解任と所属変更を出すんだけど、それから38分後、議長の命で何かやりましたね。LINE WORKSに議長の命で何をしたんですか。

○副議長（兼本芳雄）

暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時25分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

時間については私は存じておりません。LINE WORKSのグループに入っておりませんので、存じておりませんが、議会運営委員会の正副委員長互選のための招集であったかと考えます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

例えば、「川上」という議員がいたとします。5時25分には、自分の所属が議会運営委員会委員とか福祉文教委員会委員になったとかはまだ知りませんよね。一方で、6時3分の記録があるけど、38分後には、「議会運営委員会」のグループがあって、グループは分からないんですけど、LINE WORKSで、「6月11日午前10時に議会運営委員会をするから」という招集文書が来るんです。これを見て、自分は、引き続き、議会運営委員会委員になったのかというのが初めて分かる状態なんです。

大体、11日は誰が日程調整をしたんですか。これは議長の招集でしょう、委員長がいないから、あなたの判断では。そうすると、正副委員長がいない中で、11日の10時の招集というのは、日程調整をどういうふうに行ったんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

委員会条例第10条に次のようにあります。

「委員長及び副委員長がともにないときの互選

第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。」

そのときには、6月6日、委員の選任を終えて、そして、9名の委員の方々が、その点を再確認していただきましたと思いますが、LINE WORKSの上では「既読」がつきます。誰々さんがきちんと読んだということがつきますので、それがおよそついていることを確認した

上で、その上で、その委員の皆様方には、１１日の１０時、もしくは１３時のご予定を聞かせていただきました。そして、その中で、多いほう、両方とも大丈夫と言う方が多かったんですが、その中で、私のほうで、であるならば１０時というふうな形で、日程調整に関しては私のほうでさせていただきました。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

川上にはどういうふうに調整したんですか。

○副議長（兼本芳雄）

川上さんに対してはどのように言ったのか。議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

川上議員に、まず、お電話を差し上げております。そのときにはお電話にはお出になりませんでした。ほかの議員さんにつきましても電話確認の上、１０時、１３時の確認をさせていただいて、その中においても欠席の委員の方もおられました。途中経過を議長のほうに事務局から報告を入れ、最終的に１０時という判断をいただいたので、各議会運営委員会の方にLINE WORKSをお送りした次第です。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

かなり、この３８分間ぐらいのことは重大なんです。私は、後で着信があるから、これは何かあったなと思って電話をかけたら、もうずっと話し中ですもん、議会事務局。ですから、なおさら何かあったなと思って。かなり遅くなってやっちゃっているんだなという感じです。

ですから、民主的な調整を事前に行うというのが調整でしょう。独断で決めてしまって、後で調整するというのは、それは調整とは言わないでしょう。ですから、私は、新しい議会運営委員会という言い方はどうかと思うけど、６月１１日水曜日に、そのようにしてつくられた議会運営委員会の出席状況はどうだったんですか。どう思いましたか、江口議長。

○副議長（兼本芳雄）

１番 江口 徹議員。

○１番（江口 徹）

出席状況につきましては９名中４名にとどまりました。そして、２名からは事前に欠席届が出ておりました。そして、３名の方につきましては、議会棟へ来られていたにもかかわらず、出席がなされませんでした。欠席届が後ほど出されましたが、そのときの欠席の理由としては、全員協議会の申入れをしているのに開かれないからだったかと思います。その点については、事務局のほうへ確認ください。

その状況に関する私の受け止めですが、選任されておられるので、出てきていただくのは、当然のことながら、議員の責務だと思っています。ですので、それについては残念に思っております。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

４会派・無所属の１５人の中の議会運営委員会のメンバーは「江口議長の下では」、というように言った人がいるんですか。（発言する者あり）

○副議長（兼本芳雄）

１番 江口 徹議員。

○１番（江口 徹）

私が先ほどお話をしたのは、江口議長だからというふうな形ではなくて、全員協議会が開かれていないことを理由としてだったかと思います。その点については、議会事務局のほうに欠席届に関して、お尋ねになっていただきましたらと思います。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ということなので、5人の欠席の方は、全員から欠席届が出ているんですよね。全員協議会に議長が応じないので、欠席というふうに言ったんですか。

○副議長（兼本芳雄）

暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時33分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

5名の方の欠席届が手元にありますので、まず、2名の方につきましては、欠席の理由が「他行のため」となっております。それから3名の方につきましては、「議長が閉会中に指名した委員選任は認めがたく、また、その説明を求め、全員協議会の開催を議長に申し入れたが、開催されていないため」となっております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2名の方の他行については、招集されたからよそに行きますということじゃないんでしょう。それぞれの事情が先にあってのことじゃないんですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

そのとおりです。もともと、この日は委員会に出席できないということをお聞きしております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

一方、3人の方は説明を求めるのに説明がないのでということでしょう、全員協議会がというのは、だから、一方的に、「嫌です」ということではないじゃないですか。きちんとした説明を求めるということでしょう。だって、6月6日の指名のありさまを見れば、誰でも説明を求めたくなりますよ。だから、そのとき私は、「もう5人欠席届が出ている」というふうに聞いたので、これはもう絶対成立しないということで、部屋には行きましたよ、第1委員会室。でも、それは議運に行ったわけじゃない。流会後というか、成立していない中で行って、江口議長に申出というか、苦言というか、5点述べたわけです。6月6日の議長の独断的なやり方、事前の民主的な調整が行われなかった、物理的にも。その反映がここに集中的に現れているわけじゃないですか。

これで、本当は調整できたんですよ、全員協議会をやるとか、代表者会議をやるとか、この件について。ずっと放棄しているわけです。この放棄の延長線上で、緊急質問があり、そして、辞

職勧告決議案があり、そして、出席催告があり、そして、あろうことか、定数28人の議会であつた10人で本会議をやってしまったということになったわけでしょう。

この一連の過程を見て、地方自治法上の定めはもちろんあるんだけど、調整の意欲・能力について、辞職勧告決議案を出されたときにもテーマになったんだけど、厳しく問われる状況が実は今あるのではないかと。

この点について、驚いたことに辞職勧告決議案の反対討論の中で、小幡議員が、「江口議長が辞職できる条件・環境を皆さん考えてくださいよ」と発言して、一同びっくりしたわけです。私は辞職勧告決議案には反対した立場です。反対する討論の中で、そういう討論で締めくくりが出たんだけど、ここにおいて、4会派・無所属15人の皆さんと、それから、飯塚みらい会ないし有和会、そして、それを基礎とする江口議長の間だけではなく、代表者会議という機関の中で、この間のことをきちんと振り返って、この指名ができなくはないんだと、自分が聞いた人はみんな賛成と言っているみたいな感じで、反対意見もあつたらしいけど、それは聞かないことにするみたいな感じでやってきたわけでしょう。これも反省してもらって、地方自治法及び飯塚市議会のルールに基づいて後戻りをして、そして、お互いにみんな市民の負託を受けてここにおるわけですから、その立場で仕事をしていくということで、誤りを誤りとして確認し、そして、新しく足を踏み出していく。といっても、あと2年でみんな審判を受けるんですけどね。この2年間は大事な時期だから、反省はする。歴史を汚した者については、「歴史を汚しました。二度としません」という決議でも上げて、そういう調整を江口議長が心を入れ替えてやることのできる状況に、今、立っているのではないかというふうに私は思うわけです。

質問もせずに、ここまで言うのはなかなか大変なんですよ。どうですか、江口議長。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

先ほど、11日の議会運営委員会正副委員長の互選に対し、出てこれなかったのに関し、そういった正当な理由ではないかというお話がございました。この件について、説明させていただきます。

全員協議会の申出があつたのを私がお聞きしたのは、前日、6月10日の17時26分です。今、着信を調べました。この段階で、既に11日の10時の議会運営委員会については、6月6日にもう既にセットしてあります。そして、6月12日、本会議初日についても10時にセットしてあります。ですので、「大変申し訳ないんですが」という形で、12日の本会議前の代表者会議でも説明をさせていただきましたが、その閉会中の委員選任については、本会議の「行政報告」、そして「議案の提案理由説明」の後に、経過について説明をさせていただき、そこで質疑を受ける形とさせていただきたいと申し上げました。

ある意味、最短の日時を選択したと、私ども正副議長としては考えております。ですので、前日の夕方の申出ができていないので議会運営委員会に出られないというのは、私としては賛成しかねるところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

もう調整の意欲がないということはよく重ねて分かるんだけど、今日の事態は、繰り返し全国市議会議長会から指摘されているわけでしょう。濫用すればこうなって、議会は役割を果たせなくなってしまうと警告を受けているじゃないですか。警告のとおり走った勢力もどうかと思いますけど。「混乱に拍車」と、飯塚市議会は混乱していますと認定されていたんです、6月2日の段階で。「拍車がかかるんじゃないですか」まで言われて、6月2日、6月6日に、それを承知で江口議長が今の事態を生んで、それを飯塚みらい会と有和会が徹底的に支えて、今日の

事態になっているんです。もうこれは明らかです。

だから、江口議長だけが悪いと言っていないでしょう。今、団結するところは、議会の役割を果たしましょうということじゃないですか。だから、先ほど、鯉川議員が「苦渋の決断で議会に出ます」と言ったじゃないですか。一方で、小幡議員は12日の日に「辞めろ」とは言っていないけど、「反省しましょう」という趣旨じゃないですか、「辞職なら、辞職できる環境・条件を考えてください」というのは。ちょっと言い過ぎかなと思うけど。

だから、市民のために議会を守ろうという点では一致し始めた側面があるので、ということと言ったわけですよ。それに対してどう思うかと言ったら、「僕は正しい」ぐらいでは、今、生まれている条件を生かすことはできないんじゃないかと思います。

○副議長（兼本芳雄）

ほかに質問のある議員はいらっしゃいませんか。26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

議長にお尋ねしますが、現在、このように、不信任決議から辞職勧告決議、議会がこういう緊急質問等で混迷している、そもそもの原因は何だと思われていますか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

不信任決議があると思っていますが、後の議会へ皆様方が出てこれなかったことではないかと考えています。

○副議長（兼本芳雄）

瀬戸議員、すみません、今の質問が、「閉会中の議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任の報告について」の質問、今回の緊急質問はその内容になっておりますので、それに合わせて質問のほうをお願いいたします。26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

今回は先日の委員の選任のことについて聞けということですか。違うでしょう。

○副議長（兼本芳雄）

今日の緊急質問は、6月12日の日程第5で、「閉会中の議会運営委員会委員と常任委員会委員の選任の報告」を行いました。その報告について、どうして報告を行ったのかということに関しての緊急質問でしたので、内容がその内容であれば、先ほど言いましたように、ほかの議員はその都度お諮りすることなく、発言を許可することとしておりますが、そうでない場合には、その都度お諮りしなくてはいけなくなってまいりますので――。

すみません、なので、質問の範囲をもうちょっと今回の緊急質問に合わせて質問をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

これまで、先ほども言いましたように、議長の辞職、議会運営の正常化を求めて決議を行い、主張を持って、以後の本会議不出席を行うことによって、議長の改心に期待して、私たちは参ったわけですけど、6月12日の日程第5の前の出席催告による会議の強行を見て、その問題は、今、言ったように、委員会の貼付け等で起きてきたことだと思っておりますが、そもそも、議長の責務とはどのように考えられていますか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

議会の一番の仕事としては、議案をきちんと審議していただいて処理をするということですので、そのための議事を進めるということが一番の責務だと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番(瀬戸 元)

ほかにどのような役割がありますか。

○副議長(兼本芳雄)

1番 江口 徹議員。

○1番(江口 徹)

そのための調整等を図るということだと考えています。

○副議長(兼本芳雄)

26番 瀬戸 元議員。

○26番(瀬戸 元)

以前もこれは、私が辞職勧告決議を提案して質疑のときに言ったと思うんですけど、今、言われました、「議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する」。議会の代表者ですよ。その辺は間違いないですか、議会の代表者ということに対しては。

○副議長(兼本芳雄)

1番 江口 徹議員。

○1番(江口 徹)

そのとおりであると考えます。

○副議長(兼本芳雄)

26番 瀬戸 元議員。

○26番(瀬戸 元)

先日、私たちはあなたが上げているいろいろなSNSを見させてもらっていますが、何か田川のユーチューブの番組に出られていましたけど、飯塚市議会議長として出られていましたよね。飯塚市議会議長ということは、議会を代表して、みんなを代表して、あの場に出られたということですか。

○副議長(兼本芳雄)

暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午前11時52分 再開

○副議長(兼本芳雄)

本会議を再開いたします。1番 江口 徹議員。

○1番(江口 徹)

ユーチューブにつきましても、私はある意味、一つの報道であると考えています。市政記者の方々がおられますが、その方々に答えるのと同様、取材の申出があつて、それをお受けしたものでございます。

○副議長(兼本芳雄)

26番 瀬戸 元議員。

○26番(瀬戸 元)

それは議長としてですか。

○副議長(兼本芳雄)

1番 江口 徹議員。

○1番(江口 徹)

市政記者から聞かれるときは、「議長としてどうされますか」というふうな形でしょうし、同

じような形であると思っています。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

議会を代表しているわけでしょう、議長は。個人で出られているんだったら別に構わないのかと思いますけど。あそこで議長の名が出てくるのはいかなものかと思っていますけど。

それともう一つ、続けますけど、先日、辞職勧告決議が出たとき、除斥になったとき、あなたはSNSで「辞職勧告が出ました」と、全員の名前が入ったやつを貼り付けて上げていますよね、質問中に「今、川上さんが質問しています」と。これは、反対に事務局に聞きたいけど、これは問題ないの。全員の名前を自筆で入れたやつ、それも質疑中、議会をやっているときよ。除斥になっているときに、さっさとSNSで。

○副議長（兼本芳雄）

暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 0時59分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

先ほどのSNSの投稿の件についてですが、まず、SNSに投稿された資料につきましては、代表者会議で配付された資料であると思われます。次に、SNSの投稿につきましては、その内容やいつ投稿されたのかを事務局として正確には把握しておりませんが、除斥中に投稿されたものと思われます。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

結局、議長は、議事運営に関して辞職勧告を出された後、その除斥中ですよ、しかも、みんながあなたのことに対して真摯に議論している最中に、議場外でSNSの更新をする。あまりにも失礼じゃないかなと考えます。本会議中にはそんなことしないでしょ。除斥されたから自分は関係ないというお考えですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

SNSの投稿に関してでございますが、当然のことながら、議員や委員として参加している会議の最中に、SNSに投稿をすることは行うべきではないものと考えております。

ただし、傍聴であったり、もしくは休憩中については、投稿は禁じられるものではないと考えています。私は、開かれた議会を実現すべく、また、議会のことをより多くの方に知っていただきたいため、以前より会議の休憩中であるとか、終了後であるとかに、「今、こういった状況である」といった投稿を行っており、今回についても除斥となったことから、禁じられるものではないと考えています。

同様の行為については、同僚議員の中でもそういった行為があったかと思っておりますし、他の自治体議員の発信を見ても、見受けられることを申し添えます。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番(瀬戸 元)

先ほど議長が、「会議に出席するのは議員の責務だ」と言われておりましたが、除斥中というのは休憩なんですか。このようなありさまで、これを議長は責務を果たしていると思われているんですか。

○副議長(兼本芳雄)

1番 江口 徹議員。

○1番(江口 徹)

除斥というのは、その議事には参加できないということです。そこについては問題がないと考えました。

○副議長(兼本芳雄)

26番 瀬戸 元議員。

○26番(瀬戸 元)

議会を代表する議長なんですよ。自分が議長としての立場でそういう発信をするのか、個人としての見解とか思いを発信しているのか、何かごちゃ混ぜになっていませんか。議長の立場と、個人の立場と、どう思われますか。

○副議長(兼本芳雄)

1番 江口 徹議員。

○1番(江口 徹)

今回のSNSの発信については、もともと、「飯塚市議会議員『えぐち徹』のつれづれ日記」という題名でございますが、一議員としての発信と考えております。

○副議長(兼本芳雄)

26番 瀬戸 元議員。

○26番(瀬戸 元)

SNSのさっきのブログは個人ですよ。しかし、議長に関しての辞職勧告決議で除斥になっている。それは、あくまでも議長の立場でこうされましたということを書いているんじゃないですか。

それと、もう一つのユーチューブの「何とか議会」ですか。そこに私たち辞職勧告を決議した16人の写真入りでユーチューブに出ましたが、これは、私たちはさらし者にされたような気持ちなんですよ。6月12日の朝に出た新聞で、あなたも「江口氏側 立民が協定を破った」、何かそういう話で、こういうことをしたから約束を守らないんだということで、ただ、16人の辞職勧告決議で、起立した方は何もふくおか県央環境広域施設組合に関係していない人もたくさんいるわけじゃないですか。

今度の辞職勧告にしても19名。「あなたの下では運営についていきません」、「議長についていきません」という意思表示でしょう。それなのに、あなたはいまだにまだそこに居座っている。(発言する者あり)もう終わりますので。だから、やはり議長としてのていをなしていないのに、いまだにそういう自分だけで法律を解釈して、今までは、過去の議長とかいうのは、発言について議会の合意が取れたものや、あるいは取れていなければ代表者会議とかで協議したり、少なくとも事務局と調整したりしてやってこられましたけど、あなたはそんなことをやっていない。やっていないでしょう。今からもそれでいくということですね。

○副議長(兼本芳雄)

1番 江口 徹議員。

○1番(江口 徹)

ユーチューブ番組に関しては、先ほどお答えしましたが、市政記者の取材同様、私は報道に対するお答えだと思っています。

調整しないのかという点でございますが、先日来、お話しをさせていただいておりますが、委員の選任については、第8条第3項の中で変更の申出ができる形になっております。当然のことながら、皆様方から「私どもとしてはこういった形が望ましいので、こうやって変更させていただきたい」という申出がありましたら、それについては、最大限の調整をさせていただく心積もりでおります。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

何といっても自分は間違っていないということでしょうけど、最後にちょっと確認ときます。議長はユーチューブを市政記者と同じ考えでおられるわけですね。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

昨今のオールドメディアという話ではございませんが、ユーチューブ番組についても、それぞれではあるかと思いますが、報道という側面はあと思っています。

○副議長（兼本芳雄）

ほかに質問のある議員はいらっしゃいませんか。6番 奥山亮一議員の発言を許します。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

午前中から様々な質問が出ておりますけれども、何かお互いに、「悪いのはあんたのほう、あんたのほう」というようなところを議論しているように思いますので、ちょっと違う立場になりますけれども、質問もちょっと外れるかもしれませんが、伺います。

臨時議会から6月議会の初日、また本日のように議事が進んでいない中で、緊急質問の動議が出されました。このように議会運営が進まない原因はどこにあると思いますか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

双方の思いの違いではないかと考えます。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

双方の思いの違いということは、お互いが原因はあなたに、相手にあるんじゃないかというふうな解釈に近いのかなと思いますけれども、いつまでもこのようなことをやっても一方通行になります。ここで、議長としてどうあるべきなのか、また、どのような行動をすべきなのか、お尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

議長として、どうしたら議事が進むのかについて、臨時会、そして閉会中も頭を悩ませてまいりました。その中で、やむなくではございますが、委員の選任をさせていただいたことは、先日来、お話しをさせていただいたとおりでございます。先ほどのお話の中でも、「苦渋の決断ではございますが、議事に参加します」というお話もございました。何とかいいほうに向かうのではないかと思っております。

○副議長（兼本芳雄）

奥山亮一議員に申し上げます。現在、緊急質問を行っておりますが、質問できる内容は「6月

12日の日程第5、閉会中の議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任の報告について」となっておりますので、簡明な質問を行っていただきますようお願いいたします。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

いい方向に行くんじゃないかというようなお話を、今、されました。

ちょっと伺いますが、先ほど、議長の答弁といいますか、答弁の中の確認をさせていただきたいんですが、「案件によってはきちんと協議したい」というふうに言われましたが、それでよろしかったですか。確認です。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

そのとおりであります。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

それでは伺いますが、「案件によって」とは、どのような案件のときに協議が必要というふうに思われているのか、伺います。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

今、不信任を出された皆様方が思っておられるのは、委員会について、それぞれが、「私が思っていたところではない」というふうな形ではないかと思っています。ですので、それについて、私どもとしては、「これこれこういうふうな形にさせていただきたい」という変更の申出がありましたら、それについては、先ほどもお話ししましたが、最大限調整をさせていただきたいと思っております。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

「どのような案件ですか」というふうにさっきは言いましたけども、議会運営委員会であるとか常任委員会を申出があればやる準備はあるというようなことなんでしょうが、その前に、代表者会議等を、全員協議会もありましたけども、それをやっておいたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

次の質問です。「案件によって」というふうにありましたけれども、現在、この議会運営の空転を正常に戻すことが案件ではないかというふうに思いますけども、それをどう考えますか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

皆さん方のほうで緊急質問をしたいという申出があり、それについては、きちんとかやって緊急質問にお答えをしています。そういったことを積み重ねることが空転を止めることにつながるのではないかと考えています。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

これが空転を改善していくというふうに考えているということですか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

こうやってきちんと真摯に答えることを含めて、そのように考えております。

○副議長（兼本芳雄）

6 番 奥山亮一議員。

○6 番（奥山亮一）

そういうふうに、今、言われましたが、先ほど、議長ご自身は、今回のいろいろなときどきの空転については、自分には責任はないんだと、相手なんだと。こちらからすると、また、議長に責任があるんだというふうにお互いが言い合っている状況に見えます。

これを何とかするためには、あらゆる手を使って、あらゆる手が分かりませんけれども、いろいろな対話等を行って、一日も早く、今日も一般質問は午前中でできていませんし、昼からもこんな状態で、いつできるか分かりませんけれども、早く収束させることが一番だろうというふうに思います。

ここで、法にのっとって別段問題はないとか、ほかの議会でも SNS の発信があるとかということで、自分に何ら責任はないというふうなことがずっと聞こえてきます。自分に責任がなければ、議長に責任がなければ、こんな事態はなかったというふうに思います。私は「辞めれ」とか「辞めないでいい」とかいうことを言っているわけじゃないです。何としても、議会を正常に戻していただきたい。

昨日も、自治会で草取りがあったときに、県の職員から言われました。「飯塚市議会、田川市議会はどうなっているんですか」と。住んでいるのが飯塚市ですから、「飯塚どうなっているのというふうに言われています」ということで、お互いに譲歩していないからこうなっているという話を少ししましたけれども、議長として、議会を代表する、また、対外的に議長は、「こんな状態だから、今、こうなっています」というのは、真正面を向いて言えるのかなというふうに感じます。

これを早く解決するためには、何か行動を起こしていただきたいと思いますが、質問だけで事足りるかどうか分かりませんけれども、どのような行動を起こそうと考えてあるのか、伺います。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

今回の混乱につきましては、委員の選任が臨時会でつまずきました。ですので、5月の臨時会の最中、何度もお答えしましたが、希望調査を出していただきたいというお願いをさせていただきました。残念ながら、「あなたが議長の中では出せない」、「正副議長が辞めないと出せない」というお話がございました。5月の臨時会に関してはそういった形で終えましたが、何とかそれについて調整をすべく、5月26日から30日に希望調査を取らせていただいた状況でございます。

ただし、残念ながら出そろいませんでしたので、やむなく委員の選任をさせていただきました。委員の選任をさせていただくということに関しては、当然のことながら、皆様方から「こうではない」というお話が出てくるものというのも予想はしておりました。ある意味、その「こうではない」という変更、それは変更の申出があるんであらうと思いましたので、それがあある意味、調整のきっかけになると考え、やむなく6月6日に委員選任を行ったところであります。

今回、12日に、一旦、変更の正式な申入れをさせていただきたいという申出が事務局のほうにあったようにお聞きしましたので、翌日に、それが正式な変更の申出という形でよろしいですかというふうなところで、確認する中で、残念ながら、それについては一旦取り下げるというお話がございましたが、そのときが正式な申入れというふうな形でありましたら、本日、朝に代表者会議をセットさせていただきたいと考えておりました。

この部分に関しては、速やかに調整をした上で会議に諮って、できるだけ皆様方の希望に沿う形にさせていただきたいと思っているのは、今でも同様ですし、そのことによって議会の正常化につながるものだと考えています。

○副議長（兼本芳雄）

6 番 奥山亮一議員。

○6 番（奥山亮一）

今、調整するつもりだったというふうな話をされましたけども、私は議長になることはありませんが、議長であるならば、議事運営が正常にいくまで調整を続けたいと思います。調整しましたというお話をされましたけども、調整がうまくいくまで続けるのが議長じゃないかと思いますが、どうですか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

議長として、何ができるのか考え続け、それを行うのは議長の仕事だとは思っています。

○副議長（兼本芳雄）

6 番 奥山亮一議員。

○6 番（奥山亮一）

本日は緊急質問ということでありましたけれども、私も、議会運営がうまくいくまで、この責務は議長だというふうに思います。私の考えは間違っていますでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

それについては、議長の仕事でもあり、議長一人では当然ながら決められませんので、ここにおられる皆様方との共同作業であると思っております。

○副議長（兼本芳雄）

6 番 奥山亮一議員。

○6 番（奥山亮一）

であれば、共同して行う作業ということでしたので、早速、代表者会議なり、全員協議会なりを開いていただいて、一日も早く、また、一刻も早く収束していただくことは可能ですか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

全員協議会については10日の申出の部分の指しているのかとは思いますが、その分に関しましては、12日の「緊急質問」並びに「閉会中の議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任の報告」、そして、本日の緊急質問でなされているものと考えます。

そして、代表者会議についてでございますが、明日、通常の代表者会議がございます。先ほど来、お話をしておりますが、常任委員会を出されていない会派の方々、議員の方々から「こういった形で調整をお願いしたい」というものが出ましたら、当然のことながら、先ほど来、お話をしておりますが、そこの代表者会議の中にのせることも十分考えておりますので、その点に関しては、ぜひ、ご考慮いただきたいと思いますと思っております。

○副議長（兼本芳雄）

6 番 奥山亮一議員に申し上げます。今、質問が議題外にわたっている質問等もございますので、議題内の範囲で質問のほうを行っていただきますようお願い申し上げます。6 番 奥山亮一議員。

○6 番（奥山亮一）

明日、代表者会議をやって、各種委員会等を調整していくというお話だったというふうに思いますので、各会派の方は、まずは、常任委員会委員であり、議会運営委員会委員を出されるかもしれないけれども、明日、調整をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○副議長（兼本芳雄）

ほかに質問のある議員はいらっしゃいませんか。１５番 永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

緊急質問が長時間に及んでいますので、簡単に数点聞かせていただきたいと思います。

まず、１点目ですけど、今回の議会運営委員会委員と常任委員会委員の選任、そのことに対する報告についての質問になっていますので、その部分をお聞きしますけど、この報告を６月１２日の初日の５番目の段階で報告をしようと考えられた理由及びどの段階でそれを決定されたのか、教えていただけますか。

○副議長（兼本芳雄）

１番 江口 徹議員。

○１番（江口 徹）

そのことに関しては、６月１０日に皆様方１９人の連名で全員協議会の申出がありました。そのことに対応をするために急遽設定させていただいた次第でございます。というのは、１２日、朝の代表者会議でもお話しさせていただきましたけれど、１０日の夕刻に出されました。ただ、１１日には議会運営委員会が既に１０時にセットされており、１２日には本会議がセットされております。ですので、「全ての会議の前に」というのに関しては実現できませんが、きちんと説明をしていただきたいという皆様方の思いに応えるために、最短ですとどうなるかということをお正副議長で協議した結果、本会議の初日の行政報告、そして、議案の提案理由説明の行政部分が終わって、その次にセットさせていただいたということでございます。

○副議長（兼本芳雄）

１５番 永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

あくまで、今、議長が言われた申入れのほうですけど、内容としては、まず、報告ではなく全員協議会というふうな形を申し入れていますし、できれば先というふうな形で申入れをしているわけですけど、今の話だと、申入れがあったのでこの報告を考えたというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

１番 江口 徹議員。

○１番（江口 徹）

そのとおりでございます。皆様方としては、この閉会中の委員の選任がなぜなされたのか、そういうことを聞きたいというのが本意であると考えました。その中で、先ほど説明しましたように、１１日、１２日というような形で日程が組まれている中で、残念ながら、その前にというのは、皆様方、全議員に関わることで、日程調整はちょっと厳しいというふうな形で考え、そうするならばどの形が一番よいのかと考えたときに、皆様方がきちんとお集まりになる本会議の場であることが適当であると考えました。

また、もともと委員の選任の報告については、どこかでやらなくてはならないという話が、議会事務局のほうからやるべきであるというお話でございましたので、併せてその委員の選任の報告の中で、経過を含めて説明をした上で、皆様方の質疑をお受けする形で実現させていただきたいということで、１２日の日程第５という形でセットさせていただきました。

○副議長（兼本芳雄）

１５番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

分かりました。まず、今回の報告については、もともと議長として何らかの報告をしなくちゃいけないというふうに考えていたけども、全員協議会の申入れというのはしっかり見ていただいたということで、そこを勘案してということでしたけど、やはり、今の答弁を聞いても問題だと思うのが、その部分に関して、こちらは19名で申入れをしています、形としては全員協議会というふうな形で、事前に、開かれる前にというふうな形をお願いしていますけど、そこについて、今、議長のほうから正副議長で考えたというふうな話をされたかと思うんですけど、そこは再度確認させください。そういったことでよろしいんでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

全員協議会を開くにしても議事日程を編成するにしてみても、当然のことながら、副議長と協議の上させていただいております。ですので、それについてはそのとおりでございます。

○副議長（兼本芳雄）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

そこについて、繰り返しなんですけど、先日の緊急質問と同じような感じなんですけど、そこで代表者会議なりを開いて、確かに議長のおっしゃるように、議会の日程の関係もありますので、その辺りの配慮が要るかと思うんですけど、ただ19名で申入れていることなので、その辺りは、例えば、代表者会議なりを開くなりして、「こういったものが出ているので、初日の審議もありますけども、事前にやるということを考えている」というふうな代表者会議で、皆様への意見聴取といいますか、そういったことがなされるべきじゃないかと思うんですけど、その辺りはいかがですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

議事日程を決めるときに、議会事務局のほうからも代表者会議を開いてこういった形で行うことについて説明すべきという助言がありました。それについてはそのとおりだと考え、12日の9時半に代表者会議を設定し、その上で、経緯を説明した上で、こういった形で日程第5としてさせていただきますという説明等についてさせていただいたところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

代表者会議を開きましたということでしょうけど、私は代表者じゃないので、その代表者会議の中の細かい部分は分からないんですけど、恐らく、その中でもいろいろな意見が出たんじゃないかと思うんですよね。私も代表者会議の細かい流れは分かりませんが、今の議長のお話だと、全員協議会の申入れがあっておりますというふうな話もその中でされているでしょうし、それに対して、議長としては、その形ではなく報告という形で代えさせていただきたいというふうな形になったんでしょうか。恐らくそういった形なんだと思うんですけど、その時点で、既に中のすれ違いといいますか、生じていると思うんですよね。そういった部分を、全体での意見の調整をせずに、そこに報告のほうで行こうというふうを考えられるという部分は、やはり、議会制民主主義といいますか、そういった部分を考える上で非常に問題が多く含まれているんじゃないかなというふうに思うんですけど、その部分に関しましては、やはり、あくまで今後もそういった進め方をされていこうというふうなお考えなんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

議会制民主主義において問題があるというお話がございましたが、なにも、報告をして、報告ですので質疑を許しませんというふうな形ではなく、これについては議員の皆様からの質疑をお受けさせていただきますというお話をしておりますので、それについては、私としては違うのではないかと考えています。

今後につきましてですが、多分、それぞれの中で議事を進めるに当たってどうすべきか考えながらする形になりますが、当然のことながら、「議会の運営について」に関しては議会運営委員会の諮問事項でもございますので、議会運営委員会に相談させていただきながら、それについては決めさせていただきたいと考えています。

○副議長（兼本芳雄）

1 5 番 永末雄大議員。

○1 5 番（永末雄大）

分かりました。

もう一点です。それでは、全員協議会を、今後、開かれるご予定はありますでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

当然のことながら、全員協議会に関しては今までも必要に応じて開かれてきたものだと考えております。今回については、本会議という形で代えさせていただきましたが、当然のことながら、申出があり、それが必要なものでありましたら、開くことについては何ら反対するものではございません。当然のことながら、開く形になるかと考えています。

○副議長（兼本芳雄）

1 5 番 永末雄大議員。

○1 5 番（永末雄大）

もう一点、先ほど、議長の答弁にあった部分ですので、質問させていただきたいんですけど、私の認識とちょっと違う部分が一点ありましたので。先日から同僚議員のほうからも質問がありますユーチューブへの出演の部分なんですけど、あの中で、議長は「取材の申出がありました」というふうな形だったんですけど、私は認識として、江口議長のほうが「取材をしてほしい」というふうな形で申し入れたというふうに認識していたんですけど、そこはどちらなんでしょうか、この場でお答えいただけますか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

先方から取材の申出があったということでございます。

○副議長（兼本芳雄）

1 5 番 永末雄大議員。

○1 5 番（永末雄大）

最後にします。議長、すみません、今回、いろいろなそれぞれの見解といいますか、認識というのは、なかなか合致していない部分があるかと思うんですけど、事実として、やはり、今、議会は混乱していると私は捉えています。議長もその部分に関しては違いはないんじゃないかなろうかというふうに思うんですけど、この議会の混乱の一番の被害者はどなただというふうに考えられていますでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

当然のことながら、市民の皆様方であると考えます。

○副議長（兼本芳雄）

1 5 番 永末雄大議員。

○1 5 番（永末雄大）

ということであれば、私も同じ考えです。やはり市民の方に、一番、本来スムーズに進むべき議会が進んでいないという部分の被害はそこにあるんじゃないかなと思うんですけど、であるならば、先ほど議長が言われましたけど、開かれた議会を目指しているというふうなことがありましたので、ぜひ、議会報告会というのを考えていただけたらどうかというふうに、私は個人として考えています。

というのは、やはり、一方的に事実が行き交っている部分もあります。先ほどからあっていますが、不信任決議の理由に関しましても、先日から多くの議員から異論があっていますが、私も同意見でございます。ここに関しまして、やはり、このあたりはしっかりと事実を確認すべきだと思いますし、あと一点、私もユーチューブを拝見させてもらったんですけど、一番最初に、たしか、江口議長のほうから紳士協定を破られたというふうな表現があっておりました。川上議員のほうからもあっておりましたが、何らかの話し合いがあったんじゃないかなというふうなことを思わせる表現かと思うんですけど、そういった部分に関しましても、やはり、議会の中だけでやるのではなく、私も多くの市民の方から今回の混乱につきまして言われていますので、やはり、先ほどの議長の考え方、今回市民に一番被害が及んでいるじゃないか、同意します。やはり、開かれた議会を目指すべきじゃないか、そういった部分に同意しますので、ぜひ、議長として、そういった市民報告会を開くことこそが一つの今後の混乱を収める方法じゃないかというふうにも考えたりもするんですけど、そのあたりのお考え、もし、いただけましたらお願いします。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

非常に建設的なご意見だと思います。その点については、十分考慮させていただきたいと思います。

○副議長（兼本芳雄）

ほかに質問のある議員はいらっしゃいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上をもちまして、緊急質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 4 分 休憩

午後 1 時 4 9 分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。一般質問を行います。発言は、一般質問事項一覧表の番号順に行います。1 7 番 吉松信之議員に発言を許します。1 7 番 吉松信之議員。

○1 7 番（吉松信之）

大変お待たせいたしました。通告に従いまして、今定例会のトップバッターを務めて質問をさせていただきます。トップバッターというと野球のようですが、野球でいえば試合に負けた監督は決して選手のせいにはすることはありません。必ず監督である自分のせいで負けたと言います。なぜでしょうか。選手が悪いと言ったら、選手はこんな監督の下で試合はしたくないということ

になってしまうからです。しかし、お客さんはお金を払って試合を見に来ていますから、選手が試合に出ないわけにはいきません。本当につらいと思います。議会も同じです。つらいですけども、そこは議員の責務としてしっかり質問をさせていただきます。

それでは、「サンビレッジ茜について」お尋ねいたします。当該施設につきましては、これまで何度も質問をさせていただきましたが、いま一度お尋ねいたします。さきの協働環境委員会において、サンビレッジ茜は令和8年度より施設を一時休止するという報告がありますが、施設休止後の指定管理業務委託について、どのような計画があるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

サンビレッジ茜につきましては、将来にわたり存続可能な施設運営ができるよう、民間投資、民間活用による運営、そして国・県等の補助金の財源なども含めまして検討を進めておりますが、現時点におきましては確定にまで至っておりません。

また、一般財団法人サンビレッジ茜の指定管理業務委託につきましては、本年度末、令和8年3月31日をもって終了いたします。民間投資、民間活用による運営が確定に至らなければ、令和8年4月1日からは、サンビレッジ茜の営業を一時休止することとしております。なお、あくまでも休止施設でございますので、施設の維持管理につきましては、スポーツ振興課が直営施設として管理を行ってまいります。

○議長（江口 徹）

17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

ただいまの答弁で、令和8年4月1日からはサンビレッジ茜の営業を一時休止するということで、その間の施設の維持管理につきましては、スポーツ振興課が直営施設として管理を担うとのことですが、そのまま放置すれば建物の窓ガラスが割られたり、いたずらをされたり、ましてや放火でもされたら大変なことになると考えますので、しっかりとした維持管理をお願いいたします。

次に、細かいことですが、現在、三郡山への登山者はサンビレッジ茜の屋外トイレを利用しています。登山者にとって、特に女性の場合は大変助かっていると聞いていますが、登山ブームの、三郡登山のベースとしてそのあたりはどう考えているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

現在、三郡山への登山者はサンビレッジ茜ガイドハウス内のトイレを利用されていることは認識いたしております。施設休止後の当該トイレの使用につきましては、今後、早急に内部で検討してまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

現在、サンビレッジ茜にはマイクロバスをはじめ多くの備品がありますけれども、このような備品に関してどのような扱いをするようにしているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

マイクロバスをはじめとする備品につきましては、市が無償で貸与している備品と、指定管理者自らが購入または調達している備品がございます。そのため、指定管理期間満了後の備品の取

扱いに関しましては、市の備品につきましては市の責任において処分等を行い、また、指定管理者が購入または調達した備品につきましては、処分等も含め指定管理者の判断に委ねることとなります。

○議長（江口 徹）

17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

現在、サンビレッジ茜には30代、50代の働き盛りの職員が勤務しておられます。地元の方も多いわけですが、この方々の雇用についても何らかの支援ができれば考えていただきたいと思います。

それでは、サンビレッジ茜の今後についての方向性は、現在、検討中であるということですが、サンビレッジ茜につきましては過去の答弁を振り返りますと、令和5年11月に大規模停電によってリフト等が使えなくなったことから、令和6年度には電気工事等について予算計上がなされておりましたが、再検討する必要があるということで執行されておられません。ここが私はどうしても腑に落ちないところなんです。前回も答弁をいただきましたけれども、結局、年度途中で計画を変更するという事は、よほどのことがない限り計画が甘かったということになります。

それから、昨年的一般質問の中でサンビレッジ茜を活用している団体のことを尋ねましたところ、年間平均147もの団体が利用しているという答弁でした。利用された147団体からのアンケート結果については、サンビレッジ茜を活用して目的を達成することができた、と答えた団体が95%であったということでした。その最たる理由として、主に利用している団体が学校関係であること、そしてサンビレッジ茜でしか学べないような社会教育的な要素が強いこと、さらに、サウンディング調査の結果からも、やはり社会教育的要素としてのメリットが多いという結果であったと記憶しております。

サンビレッジ茜の今後の活用方法について検討する際には、繰り返しになりますが、社会教育的な要素を十分に取り入れて進めてもらいたい、この要望をしておりました。またさらに、できる限り早急に結論を出していただきたいと思いますとも要望をしておりました。

私はサンビレッジ茜の休止が決まって以来、多方面から改めてその目に見えない効果、お金の換算できない価値を数多く教えられました。大分県スキー連盟からの陳情もその一つです。陳情を軽視してはいけません。時遅しではありますが、今でこそ分かります。サンビレッジ茜は赤字以上の効果をもたらしていた、飯塚市の宝です。だからこそ今後の利活用についても、その価値が生かせるような検討をお願いしたいわけですが、あれからもうすぐ1年が経過いたします。サンビレッジ茜の価値をどのように捉えて、どのような利活用を検討しているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

質問議員が申されますとおり、本市といたしましても、サンビレッジ茜は価値あるポテンシャルの高い施設であると認識いたしております。しかしながら、当該施設は開設から35年を経過しており老朽化が著しい中で、大規模な投資がない限り施設の存続は難しい状況であることから、先ほども答弁いたしました、民間投資、民間活用による運営が確定に至らなければ、令和8年度より施設を一旦休止する旨、さきの協働環境委員会におきましても報告をさせていただいております。

現在におきましても、施設のポテンシャルを最大限に活用することが期待できる民間事業者で、アウトドア関連をはじめとする複数の事業者と、施設再生の可能性や民間投資の可否について協議の場を設けております。

しかしながら、事業者としましても大規模な投資が必要となりますことから、施設全体ではなくスキー場エリアやキャンプ場エリア、茜ドームエリアというようにエリアの分割も含め、質問議員の言われますとおり、社会教育的要素の観点も考慮しながら、複数の利活用策について、現在におきましても民間事業者との協議を進めております。今後の施設の方向性の決定、利活用策の確定につきましては、可能な限り本年度中には意思決定を行い、報告をさせていただきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

次に、サンビレッジ茜の体験の大切さを確認するために、「体験学習の必要性について」質問いたします。近年のこどもたちの不登校、ひきこもり、いじめの実態について、児童生徒の不登校、ひきこもりの全国的な推移についてお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

全国的な児童生徒の不登校の推移につきましては、文部科学省の「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」に基づき、過去5年間分についてお答えさせていただきます。なお、小中学校の児童生徒のひきこもりについては、不登校としてお答えいたします。この調査結果では、小学校児童、中学校生徒合計で令和元年度が18万1272人、令和2年度19万6127人、令和3年度24万4940人、令和4年度29万9048人、令和5年度が34万6482人となっており、継続的に増加傾向にあります。

○議長（江口 徹）

17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

全国で不登校については、令和元年度が18万1272人だったものが、令和5年度は34万6482人と、たった4年で物すごい勢いで増加していることが分かりました。これは統計の取り方が敏感になったからかもしれませんが、増加していることに間違いはありません。

それでは、本市の不登校の状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

文部科学省の調査結果と同じ年度でお答えいたします。令和元年度が小中学校合計で243人、令和2年度307人、令和3年度363人、令和4年度429人、令和5年度が554人となっており、本市でも増加傾向にあります。

○議長（江口 徹）

17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

本市では、令和元年度が243人、令和5年度が554人と倍以上となって、全国以上の増加になっています。これはゆゆしき問題ですが、原因をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

令和5年度における本市の不登校理由は、多いものから順に、小中学校ともに「無気力・不安」、次に「生活リズムの乱れなど」、次に「親子の関わり方」となっております。学校生活に

係る理由としましては、小学校中学校ともに「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、次に「学業不振」となっております。これらのうち「無気力・不安」と「生活リズムの乱れ」については様々な原因があると思われませんが、コロナ禍における行動制限以降増加が見られており、自宅で過ごす時間が多くなったことや、ゲーム機・スマートフォンの普及も影響があると考えているところでございます。

○議長（江口 徹）

17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

原因の一つに、自宅で過ごす時間が多くなったこと、それから、ゲーム機・スマートフォンの普及も影響があると考えておりますということですが、どのような対策を取っておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

長期間の不登校児童生徒に関しましては、教師が配付物や教材の受け渡しのために家庭訪問を行い、学校との関係が切れない工夫を行っております。また、タブレットを活用し、家庭と学校を結んでオンライン学習を実施している事例もございます。教室に入ることはできないが、学校まで行くことができる児童生徒のために、校内教育支援センターを設置している学校もあり、教育委員会としては全校に設置ができるように取り組んでいるところでございます。

このほかには、飯塚市適応指導教室コスモスとの連携や、不登校の理由によっては学校現場だけでは対応できないケースもあることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所や子育て支援等の関係機関との連携を図り、それぞれの児童生徒に応じた支援に取り組んでいるところでございます。

○議長（江口 徹）

17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

不登校児童にはオンライン学習を実施したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所や子育て支援等の関係機関とも連携を図り、それぞれの児童生徒に応じた支援に取り組んでいるということですが、このことはよく取り組んでいると評価できますけれども、これは全て対症療法にしかすぎないものではないでしょうか。

物すごいスピードで進んでいる不登校の増加は、少子化も含めて、日本の将来を揺るがす大問題ではないでしょうか。やはり対症療法も必要ですが、根本的な解決に取り組むべきです。この教育の危機について視点を変えてみれば、こどもたちの健全な成長には多くの人や自然との触れ合い、いろいろな体験をすることが重要だと、三浦清一郎先生をはじめ多くの専門家が提唱しています。

他者との触れ合いの中でコミュニケーションを取ることを学んでいけば、不登校の状況も改善につながるものではないかと思います。ひきこもりも空の下で自然に触れ合うことができれば、心の中に何かが生まれるのではないのでしょうか。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症による様々な行動規制がなくなりましたが、それまで学校では授業形態の制限があり、また、地域においてもイベントの開催ができないなど、多くのこどもの様々な活動や体験の機会が減ったと思います。サンビレッジ茜もこの影響を大いに受けたと思われますが、学校の授業や地域のイベント等が規制撤廃後どのような状況なのかをお尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

規制撤廃後の学校の授業の状況でございますが、まず、多くの教科でグループ学習が活発に再開され、児童生徒が積極的にコミュニケーションを図れるようになりました。また、体育においては各学校で体力向上プランが作成され、児童生徒の体力増進に取り組んでいるところでございます。また、食育の観点では、給食時間の会話が增え、食事を楽しみながら喫食できるようになっております。

また、地域のイベントとの関わりについてですけれども、地域の催しが再開され、児童生徒の参加が再開されました。また、民間事業所での体験活動も再開されたところでございます。

こういった貴重な体験を実体験として経験でき、また、催しへの参加や体験活動を通して、学校以外の方とのコミュニケーションを積極的に図れる機会が増えるなど、活発な活動が行われているところでございます。

○議長（江口 徹）

17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

学校の体験活動の一環としてサンビレッジ苗を利用していると思いますが、利用状況についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

サンビレッジ苗は主に小学校5年生の日帰りの校外授業、また、1泊の野外体験授業で活用しており、過去3年間の実績でお答えしますと、令和4年度が19校、令和5年度が18校、令和6年度は13校が利用しております。利用児童数については年度により多少前後しますが、過去3年間で合計約3千人というふうになっております。

○議長（江口 徹）

17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

過去3年間の合計で3千人と、先生方にとっては大変だったでしょうけれども、この大変さの中に比例して社会教育の効果が含まれていると考えます。

文部科学省所管の独立行政法人 国立青少年教育振興機構が令和6年5月に公表した「青少年の体験活動等に関する意識調査」では、「子供の自然体験にやや減少傾向がみられ、コロナ禍を経た令和4年にはさらに減少している」、「生活体験も、令和元年、令和4年にかけて減少している」との報告があります。

体験機会の確保について、教育委員会としてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

こどもたちの健全な成長において、自然体験、生活体験を含む様々な活動は極めて重要だと認識しております。平成28年の文部科学省の「青少年の体験活動の推進方策に関する検討委員会」からの資料によれば「自然体験・生活体験を多く行った者ほど、自己肯定感が高くなる傾向が見られる」、「自然の中での遊びを多く行った者ほど、コミュニケーションスキル、礼儀・マナー、健康管理スキル、課題解決スキルがあるという傾向が見られる」と報告されており、自然体験活動、生活体験活動の重要性が示されております。

このように、こどもたちにとって大変有益な体験活動の機会確保のためには、学校教育のみでなく、社会教育、社会体育、また、こどもを見守る地域でのイベントなど、多方面から多角的に行われることが望ましいと考えているところでございます。

○議長（江口 徹）

17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

ただいまの答弁で文部科学省の資料によれば、「自然体験・生活体験を多く行った者ほど、自己肯定感が高くなる傾向が見られる」、「自然の中での遊びを多く行った者ほど、コミュニケーションスキル、礼儀・マナー、健康管理スキル、課題解決スキルがあるという傾向が見られる」という報告がなされており、自然体験活動、生活体験活動の効果について明らかな報告がなされております。

る質問をしてまいりましたけれども、要するに自然体験、生活体験をした者ほど協調性、忍耐力を身につけることができるということです。つまり、こういう質問をしてくとどう言うかというのは想像がつくと思いますけれども、ここにサンビレッジ茜の計り知れない、ほかに例を見ない社会教育のポテンシャルがあるということです。

物すごいスピードで進んでいる不登校の増加に対しても、高年齢化するひきこもりを防ぐためにも、外に出て自然体験のできる施設はこれからもっと必要になってくる時代が間違いなくやってくると思います。

今後のサンビレッジ茜の方向性の決定につきましては、可能な限り本年度中には意思決定をしたいということですけれども、どうか市長、体験学習の必要性を理解しておられる教育者としての市長に申し上げます。自然体験、生活体験によって身につけることができる耐性、そして協調性という大切なものを育てくれるサンビレッジ茜という施設を、これからの時代の先駆けとなる唯一無二の体験型の施設として、市の財産として、将来のこどもたちのために積極的に利活用していただくことを要望して、この質問を終わります。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 2時14分 休憩

午後 2時24分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。3番 深町善文議員に発言を許します。3番 深町善文議員。

○3番（深町善文）

通告に従いましてお尋ねいたします。まず、市の皆様方、執行部の皆様方には大変、議員が混迷を極めており、大変迷惑をかけております。よろしくお願いします。

「民生委員について」3つほどお尋ねします。民生委員の欠員について、民生委員の充足率及び各地区の充足率について、現状をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

民生委員の充足率につきましては、令和7年4月1日時点で説明をいたしますと、まず、福岡県民生委員の定数を定める条例による定数では、充足率は94.3%となっており、飯塚市独自の定数では、充足率は93.7%となっております。

○議長（江口 徹）

3番 深町善文議員。

○3番（深町善文）

欠員が生じている区域の対応は、どのようになされているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

自治会の解散など、民生委員の欠員が生じている区域がございますが、欠員の対応といたしましては、地区民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会に対しまして民生委員の推薦依頼を出しております。

広く民生委員を募ることで、欠員を抱える全ての区域ではありませんが、推薦候補者の調整にご協力をいただいております。

また、区域割の再検討につきましては、定数に影響する場合は県条例の改正が必要となりますことから、各地区民児協で区域割変更について協議をしていただくようお願いをいたしております。

現在のところ、本年12月に予定しております一斉改選での区域割の変更は、市全体で2か所の変更を予定しておりますが、引き続き、各地区民児協と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

3番 深町善文議員。

○3番（深町善文）

行政としても、欠員区域の対応や理由の分析を行っておられると思いますが、現状、欠員区域は存在しています。その見守りは誰が対応されているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

欠員区域に対する見守り等の対応につきましては、地区の民生委員協議会会長や地元の福祉委員及び地元の自治会長にできる範囲で対応していただいております。場合によっては隣接する区域の民生委員の方々にもご協力をいただいております。

○議長（江口 徹）

3番 深町善文議員。

○3番（深町善文）

欠員の理由について、自治会解散などもあるとお聞きしましたが、そういった自治会の解散や休止した場合、民生委員の選出が困難であると伺っております。この件につきまして、市の対応のご報告をお願いします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

民生委員が退任される際は後任者の紹介や推薦をお願いしております。後任の確保に努めているところでございます。

自治会の解散等で自治会長が不在のところにつきましては、地区の民児協や地区社協にも推薦や紹介をお願いをしております。後任の確保に努めております。

○議長（江口 徹）

3番 深町善文議員。

○3番（深町善文）

現在、民生委員の成り手不足が問題となっておりますが、民生委員の成り手不足の解消に向けたこれまでの取組についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

民生委員の推薦に関しましては、社会・障がい者福祉課だけではなく、合併前、旧4町の区域内については、それぞれの支所市民窓口課の所管となっておりますので、これまでも支所市民窓口課と共に取り組んでまいりました。

具体的には、これまで、次の4点を実施しております。1点目は、「地域の関係団体への働きかけ」となります。地域の関係団体へ候補者選出の依頼を行っております。

次に2点目でございますが、「新任委員へのフォローアップ」となります。新任委員の不安を解消するため、業務内容を冊子にまとめまして、新任委員への配付を行っております。

続いて3点目でございますが、「毎年5月の民生委員の日の活動」となります。毎年5月でございます民生委員の日に合わせまして、民生委員・児童委員の認知度を上げるための活動を行っております。

最後に4点目でございますが、「関係各所への連携強化の依頼」となります。具体的には、飯塚警察署、消防署、小中学校校長会に連携強化のお願いを行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

3番 深町善文議員。

○3番（深町善文）

それでも民生委員の欠員はまだまだ多い状況です。私が調べたところ、山口県民生委員児童委員協議会が令和6年10月に「民生委員・児童委員のなりて確保 取組集」を発行していますが、本市において、その後、参考になる他の自治体での取組を調査されたのであれば、ご報告をお願いいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

他市町村の施策でいいますと、岡垣町民生委員児童委員協議会が独自で成り手不足問題に取り組んでいることをお聞きし、同会が参加します筑豊ブロック研究会に参加をいたしております。民生委員を自治会の役職にしている事例があるなど、飯塚市において参考となる部分もございましたが、自治体の規模が異なることで、早期の導入が難しい部分もございました。

他自治体の取組は非常に参考となりますので、今後も引き続き、他自治体の情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

3番 深町善文議員。

○3番（深町善文）

現状は50世帯を担当する区域もあれば、500世帯を超える区域を担当する民生委員もおられると聞いております。令和5年9月議会での一般質問では、区割りについては今後検討すると答弁されましたが、その後の動きについてご報告をお願いします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

本年度の一斉改選に合わせまして、福岡県に民生委員の区割りに伴う定数の見直しについて協議をし、県に対しまして柔軟な対応をお願いしているところでございます。併せまして、市内の地区民児協にも地域の世帯数に合わせた柔軟な区割りの検討をお願いしておるところでございます。

現時点では、各地区からの要望による定数の大きな変更はございませんが、今後も柔軟な対応を地区民児協と連携してまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

3 番 深町善文議員。

○3 番（深町善文）

高齢化時代の中、民生委員の定員に対する充足率の向上を図ることは重要です。現在、13 民児協がありますが、4 民児協、飯塚東地区、立岩地区、菰田地区、筑穂地区は、欠員はゼロで活動していると、モデル地域で、成り手確保の取組が参考になると思います。

担い手不足については、地区によりそれぞれ課題や対策があると思いますが、民生委員の声にもさらに耳を傾け、また、自治会、社会福祉協議会と連携し改善できるように、よろしくお願いいたします。

次に、民生委員の知名度についてですが、市民の認知度はいかがなものか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

アンケートの直近の情報から説明をいたしますと、市民アンケートを、第3期飯塚市地域福祉計画を作成する際の令和4年7月に実施しておるところでございまして、飯塚市にお住まいの18歳以上の方で無作為に抽出した3千人を対象にした市民アンケートでございしますが、結果を申し上げますと、「民生委員・児童委員を知っている」と回答された方は全体で26.7%、「知らない」と回答された方は67.3%、無回答が6%となっております。

○議長（江口 徹）

3 番 深町善文議員。

○3 番（深町善文）

アンケートの結果については、以前の一般質問でもお聞きしましたが、そこから認知度向上に向けた取組をどう対応されているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

民生委員・児童委員の認知度向上のために、日頃の広報活動のほか、毎年5月の民生委員の日に合わせて、市民が多く集まる大型ショッピングセンターなどで、民生委員がチラシを配布するなど、個別のPR活動も実施しております。

開催場所も1か所から3か所に増加しまして、本年度も5月18日に市内3か所にて、民生委員のPR活動を実施しておるところでございます。

○議長（江口 徹）

3 番 深町善文議員。

○3 番（深町善文）

嘉麻市ではホームページにて、民生委員・児童委員名簿を掲載して市民に周知しておりますが、ホームページまたは市報に掲載し市民へ周知することについて、市のお考えをお聞かせください。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

民生委員を務められている方の中には個人情報を広く見られることを望まない方もおられますことから、ホームページや市報を含む周知の手法につきましては慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

3 番 深町善文議員。

○3 番（深町善文）

民生委員の認知度を、まずは50%以上になるようにさらなる尽力をお願いいたします。

次に、民生委員の活動についてですが、民生委員の活動はどのようなものなのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

民生委員の活動内容につきましては大きく3つございます。

1つ目が、相談・支援活動です。地域における福祉の相談窓口として、独り暮らしの高齢者世帯、生活に困窮している世帯、独り親世帯などから相談を受けまして、解決に向けて支援をする活動となります。

2つ目は、地域福祉活動です。行政区や自治会、町内会の福祉活動で、行政からの調査依頼や地域行事・地域会議への参加などがこれに含まれます。

3つ目につきましては、訪問活動です。見守り・声かけなどを目的としまして単身高齢者や障がい者に対して訪問・連絡活動を行うものとなります。

令和6年度の1年間の活動件数でございますが、相談・支援活動は8725件、地域福祉活動は2万9685件、訪問活動は3万811件となっております。

また、災害時に高齢や障がいである等の理由で、家族や知人などの支援もなく、自力で避難ができず支援を必要とする避難行動要支援者を把握して、市に情報提供をしていただくほか、民生委員は児童委員も兼ねておりますので、児童についての相談を受けたりもしていただいているところでございます。

○議長（江口 徹）

3番 深町善文議員。

○3番（深町善文）

民生委員の活動は、地域にとって大変重要な役割を担っている仕事であり、また、見守り・声かけなど多くの活動を本当にご苦労さまでございます。

そんな民生委員は、無給のボランティアと聞いていますが、実際には、実費相当の活動にかかる費用が支払われているとも聞いています。民生委員の活動費はどうなっていますか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

民生委員は無報酬でございますが、活動に必要な経費に充てられるための実費弁償として活動費が支給されておまして、令和6年度の支給額は年額で10万700円となっております。

内訳といたしましては、飯塚市からの謝礼金として年間3万6千円、福岡県からの活動費といたしまして年額6万1700円、福岡県社協からの費用弁償として年額3千円となっております。

○議長（江口 徹）

3番 深町善文議員。

○3番（深町善文）

民生委員の活動費について何か調査等をされたのか。あれば、類似団体の活動費も併せてご報告をお願いします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

令和6年度の調査結果から申しますと、政令市を除く県内各市の活動費につきまして、最低額が年額6万4700円、最高額は年額18万2700円となっております。

類似団体としては、大牟田市が年額12万700円、筑紫野市が年額14万8700円、春日

市が年額16万7700円となっております。

○議長（江口 徹）

3番 深町善文議員。

○3番（深町善文）

飯塚市の民児協として活動費増額の要請が出ていると伺っていますが、市の見解をお願いします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

活動費の増額につきましては、昨年度の民生委員・児童委員の総会で意見が出されましたので、令和6年6月と7月の2回にわたりまして民児協理事会で審議をしていただいております。その結果、民児協として増額要求を行うことで意見がまとまりましたので、市財務部局と増額についての調整・協議を行っております。

しかしながら、活動費の増額につきましては、飯塚市の他の報酬規程等と一体的に見直しを行う必要があるとの見解を受けまして、活動費は現在のところをそのままとなっている状況でございます。このことは民児協理事会で報告を行い、また、本年度の民児協総会においてもご説明しておるところでございます。引き続き、調整を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

3番 深町善文議員。

○3番（深町善文）

最後に要望としたいと思いますが、身近な相談役である民生委員の役割がより重要になっており、金銭面のサポートはもちろんであると思います。現在の活動費は約20年前に決められた金額であると思います。活動費の増額については、飯塚市の他の報酬規程等と一体的に見直しを行う必要があるとの見解ですが、類似団体と比較しても2万円から6万7千円安いのが分かりました。飯塚市民児協からの増額要求に対する対応を速やかにお願ひいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、「八木山バイパスについて」質問いたします。現在、4車線化工事が進められている八木山バイパスについて質問いたします。

まず、八木山バイパス4車線化事業の事業概要や現在の進捗状況はどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

八木山バイパス4車線化事業につきましては、平成26年10月の無料化以降、交通量が倍増し、慢性的な渋滞発生や事故の急増、事故等による長時間の通行止めの発生などで定時性及び安全性の面で大きな課題を抱えていたことから、飯塚市長が会長を務め、沿線29自治体で構成する筑豊横断道路建設促進期成会により、早期の4車線化整備の要望活動に取り組んでまいりました。

その要望活動が実り、平成31年3月29日に、早期かつ確実な整備を進めるため、国の直轄事業と有料道路事業との合併施工方式による4車線化事業が事業認可となり、令和元年度に測量調査、令和2年度より4車線化工事に着手されております。

現在の進捗状況につきましては、本年3月30日に、篠栗インターチェンジから筑穂インターチェンジ間5.7キロメートル区間が事業化から6年余りで完成したことに伴い、有料道路として供用を開始しております。

また、令和11年度の完成を目標としております筑穂インターチェンジから穂波東インターチ

エンジン間7.6キロメートル区間において、福ヶ谷橋や弁分高架橋における橋梁工事などが鋭意進められており、これらの工事が完成すれば13.3キロメートル全線4車線での供用開始となります。

○議長（江口 徹）

3番 深町善文議員。

○3番（深町善文）

八木山バイパス4車線化の現状などについては理解できました。

それでは次に、ただいま答弁がありましたとおり、八木山バイパスは本年3月30日より再有料化となりましたが、起点側の篠栗インターと終点側の穂波東インターの間には、筑穂と穂波西の2つのハーフインターがあるのみで、同じ国道201号線における飯塚庄内田川バイパスは無料であるにもかかわらず、周辺道路へのインターが複数あり、周辺施設等へのアクセスも容易にできますが、この2つのバイパスの相違点や事業概要についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

本市と福岡都市圏を結ぶ全長13.3キロメートルの八木山バイパスにつきましては、並行する国道201号八木山峠が異常気象通行規制区間を2区間抱えている交通の難所であることから、昭和52年5月に事業認可され、8年後の昭和60年2月に暫定2車線の有料道路として開通しております。

その後、平成26年10月には無料化となり、先ほど答弁したとおり、本年3月30日より再有料化となっておりますが、この4車線化により渋滞が抑制され、正面衝突事故などが解消されることで、定時性や安全性の確保が図られることとなります。

また、八木山バイパスは、当初より福岡都市圏と筑豊地域を結ぶ基幹道路として、有料道路事業により建設された道路で、福岡都市圏との往來を想定し、1か所での料金徴収に対応するため、バイパス区間内は2つのハーフインターが設けられております。

一方、全線9.7キロメートルの飯塚庄内田川バイパスにつきましては、昭和56年度に国の直轄事業として事業化され、平成21年3月の全線2車線での開通を経て、事業化から約36年後の平成29年12月に全線4車線化による開通を迎えております。

また、飯塚庄内田川バイパスは八木山バイパスとは異なり、都市計画道路として位置づけられており、単なる通行のための道路ではなく、市街地の発展、快適性や利便性といった都市の将来像を実現するための基盤施設としての性格を持っておりますので、周辺道路や施設などへのアクセスのためのインターや交差点が複数設けられているものでございます。

○議長（江口 徹）

3番 深町善文議員。

○3番（深町善文）

八木山バイパスと飯塚庄内田川バイパスの位置づけの違いや、有料道路事業と直轄事業における工事期間などの相違点については、おおむね理解できました。

それでは次に、以前より要望していました穂波西インターのフル規格化についてお尋ねします。先ほども申し上げましたが、八木山バイパス区間内の筑穂と穂波西の2つのインターは、どちらも福岡方面からしか利用できないハーフインターとなっております。穂波西インターについてはフル規格化となれば、福岡都市圏や飯塚市街地、田川・行橋方面への通勤等を含む利用が可能となり、利便性が向上することで、土地開発による住宅整備事業が進み、周辺地域の土地利用の促進が図れることと考え、ぜひ必要であると考えております。穂波西インターのフル規格化について、市としてはどのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

質問議員が言われますとおり、穂波西インターのフル規格化につきましては、市外・県外から本市への移住・定住につながるとともに、インター付近での交流人口増加による観光振興にも寄与するものと考えております。また、本市へのさらなる企業誘致・進出の実現のためにも必要不可欠なものと考えております。

穂波西インターのフル規格化に当たりましては、新たな用地取得や料金所の設置などの課題がございますので、筑豊横断道路建設促進期成会を通じて、国土交通省、財務省、福岡県選出国會議員などへフル規格化の実現に向けて要望活動を継続して行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

3 番 深町善文議員。

○3 番（深町善文）

それでは、ただいまの答弁におきまして、穂波西インターのフル規格化は市としても必要であるということで、国土交通省などへ要望活動を行っているとのことですが、昨年度、令和6年度はどういった要望活動を行っているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

筑豊横断道路建設促進期成会における昨年度の要望活動につきましては、令和6年7月5日に国土交通省九州地方整備局に要望を行いまして、7月26日及び11月7日の年2回、国土交通省、財務省並びに福岡県選出の衆参國會議員に対して、八木山バイパス全線4車線化の早期完成や穂波西インターのフル規格化などについて要望を行っており、今年度も引き続き要望活動を実施する計画としております。

○議長（江口 徹）

3 番 深町善文議員。

○3 番（深町善文）

国土交通省などへ年2回の要望活動を継続して実施しているとのことですが、現在、穂波西インターのフル規格化についてはどのような状況になっているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

これまでの要望を踏まえ、事業主体である国土交通省におきまして、現在、穂波西インターのフル規格化の実現を図るための方策を検討いただいているところでございます。市としましては、筑豊横断道路建設促進期成会を通じ、引き続き、穂波西インターのフル規格化について粘り強く要望活動に取り組んでまいります。

○議長（江口 徹）

3 番 深町善文議員。

○3 番（深町善文）

穂波西インターのフル規格化については以前より地元自治会からも要望があっており、先ほどから申し上げたとおり、フル規格化による利便性の向上により、インター周辺の土地開発による住宅整備事業が推進され、穂波地区をはじめとした本市西エリアの人口増加にも寄与するものと捉えており、さらには市全体の発展につながることを確信しております。このことから、穂波西インターのフル規格化がぜひ実現するよう、これまで以上に、より一層の要望を国へ粘り強く行っていただきますようお願い申し上げて、この質問を終わります。

次に、「穂波青少年野営訓練所について」質問いたします。施設の必要性和今後の活用方法に

ついて、青少年社会教育施設であります穂波青少年野営訓練所の必要性和今後の活用法につきまして質問させていただきますので、よろしくお願いします。

現在は青少年社会教育施設が造られた時代と比べて、家族構成や地域のつながりなど、社会情勢や子どもたちの置かれている環境は大きく変化してきています。また、コロナ拡大に伴い、人混みを避け、自然を求めて、体験キャンプをする人や家族が大きく増えています。

青少年期に豊かな自然環境の下、集団生活における他者とのコミュニケーションや様々な体験活動を経験し、自他の尊重や達成感、自己有用感等、人間形成や集団行動の基本を学び、身につけることの重要性については、当時と大きく変わっていません。

一方、学校教育法や社会教育法において、社会的活動及び自然体験活動の促進や、社会教育と学校教育の連携の確保が述べられるなど、社会教育と学校教育の連携等も重視されており、青少年社会教育施設の果たす役割や責任はますます大きくなっております。そこで、市内の社会教育施設においてですが、今回は、本市における青少年社会教育施設の一つであります穂波青少年野営訓練所についてお尋ねしたいと思います。

その前に、本市の青少年を対象とした体験学習を目的とした社会教育施設については、合併当時においてどんな施設があるのか、また、現在、どんな施設が残っているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

ご質問の本市の体験学習を目的とした社会教育施設として把握している施設につきましては、現在も存続している施設は穂波青少年野営訓練所及び庄内生活体験学校がございまして、既に廃止となった施設は八木山青年の家、こちらのほうが平成21年4月1日廃止でございます。

○議長（江口 徹）

3番 深町善文議員。

○3番（深町善文）

穂波青少年野営訓練所の設置の経緯についてですが、現在も活用されている穂波青少年野営訓練所は地元の思いがあって建てられた施設だと聞いています。それでは、この施設の設置経緯についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

穂波青少年野営訓練所につきましては、青少年に自然との触れ合いの機会を与え、自然環境の中で訓練を通じて心身を鍛え、豊かな情操と体力、耐性などの生きる力を培うことを目的に、民有地の本市舍利蔵722番地1において設置された、約4千平米の敷地面積を有する施設でございます。

本施設につきましては、昭和32年に地元有志者や青少年団体等の方々のご協力により、山の傾斜を削るなどして開拓され、体験活動事業が開始されております。また、平成16年には、トイレ、炊事場、避難小屋、テントサイトなどの整備が行われているところでございます。

○議長（江口 徹）

3番 深町善文議員。

○3番（深町善文）

ただいま設置経緯の概略についてはお答えいただきましたが、もう少し、私のほうからも説明させていただきます。炭鉱の閉鎖に伴い、家庭の生活環境が変化し、子どもたちの環境も変わり、生活的に厳しい家庭が増えてきた中で、当時の行政や議会に取り上げられて、子どもたちのエネルギーを発散させる政策の一つとして野外体験活動ができる施設が考案され、龍王山の麓に施設建設の計画が持ち上がりました。地元舍利蔵の方々に相談して、山林をお借りするようになり、

高田校区の青年団や婦人会、ボランティア団体の力を借りて、当時、くわやえびじょうけなどで山の斜面を開拓し、炊事場やテントサイト、トイレ、避難小屋などを整備し、学校やこども会などが体験活動ができるキャンプ場として、この施設が誕生しております。

当時は娯楽などが少なかった時代でもありますので、毎年、ジュニアリーダー講習会やこども会、小学校などが野外体験活動で利用していたと聞き及んでおります。また、龍王山山頂に遠足で来る団体や山登り愛好会などの休息場としても利用がっております。

最近の一般利用者数及び団体数の利用状況について、次の質問に移りますが、全国のキャンプ場のような施設では、コロナ禍以降において、人混みを避け、自然を求めて、週末にキャンプ場を利用する家族やグループが増えているようなお話もお聞きしますが、現在、この訓練所の利用状況についてはどのようなになっているのでしょうか。また、最近の利用状況に関して、利用者数や団体者数をお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

最近の利用状況といたしましては、令和４年度から令和６年度の３か年の利用申請件数、延べ利用者数並びに５人以上の団体の利用件数につきましてお答えいたします。利用申請件数は、令和４年度が９９件、令和５年度が７０件、令和６年度が４４件でございます。延べ利用者数につきましては、令和４年度が７７３人、令和５年度が４５７人、令和６年度が４６９人。また、５人以上の団体の利用件数につきましては、令和４年度が６件、令和５年度が５件、令和６年度が８件となっております。

○議長（江口 徹）

３番 深町善文議員。

○３番（深町善文）

それでは、団体利用についてですが、団体の利用に関してどのような団体をご利用されているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

５人以上の団体利用につきましては、主なものといたしましては、キャンプ場の野外活動のために、穂波地区こども会指導者連絡協議会、ボーイスカウト、地元住民団体などが利用されておりますし、穂波交流センターの主催事業の野外体験活動の講座でも利用しております。

また、龍王山登山の遠足の際に休憩場所として、小学校や高校などが利用されているところでございます。

○議長（江口 徹）

３番 深町善文議員。

○３番（深町善文）

次に、利用状況について、利用に対しての広報及び職員の施設管理について、利用者数等が減少している現状をお聞きしましたが、この施設利用に関して市報や市のホームページなどでどのような広報が行われているのでしょうか。

また、施設の管理に関わる職員は現地を訪ねたりして施設の状況などを確認しているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

広報につきましては、本訓練所の利用手続方法などを市ホームページに掲載しております。ま

た、6月上旬に山開き安全祈念式を執り行っておりますが、このことにつきましては穂波交流センターだよりに掲載をしております。

次に、職員による施設の状況確認につきましては、利用申込みがあった際、山開き安全祈念式や主催事業の準備並びに草刈作業の際などには現地確認を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

3番 深町善文議員。

○3番（深町善文）

次に、青少年野営訓練所の施設についてお尋ねします。龍王山登山の途中に、久しぶりに野営訓練所で休憩を取ったそうですが、手入れが行き届いていないという話をお聞きしました。炊飯棟やトイレに蛇口があっても水が出ないなど、困りましたと言われていましたが、それはどのようなになっていますか。また、施設内の修理等はされているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

青少年野営訓練所は上下水道設備が整っておりませんので、利用申請の際には、注意事項として炊事場で使用する水は持参いただくよう利用者にお伝えをしているところでございます。また、トイレにつきましては、交流センターが利用申請に合わせて水量の確認をして補充などを行っております。

また、施設の補修につきましては、利用者からの情報や大雨、台風の後の現地確認に基づき、必要に応じて行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

3番 深町善文議員。

○3番（深町善文）

それでは、今後の施設の在り方に関する市の考え方についてお尋ねします。現在の訓練所の利用状況等についてはお聞きしましたが、この施設について、今後どのように運営していくのか、また、市の考えについてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

「公共施設等のあり方に関する第3次実施計画（改訂版）」におきましては、利用者の減少及びキャンプ場としての類似施設があるため、令和8年度をめどに廃止する方針となっております。

今後はこの方針に基づきまして、当該施設の敷地につきましては、民有地を含んでおりますので、その対応も含めまして地元との協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

3番 深町善文議員。

○3番（深町善文）

それでは、地元への説明や協議についてお聞きします。地元との協議を進めてまいりたいとのことですが、いつ頃から始めるお考えでしょうか。また、地元の人は閉鎖になることは知らないと思っておりますが、舍利蔵自治会をはじめ、高田校区住民を対象とした説明会を開いていただきたいと思いますが、どのようなことを考えられているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

舍利蔵自治会などの、いわゆる地元との協議の実施時期や開催方法につきましては、現時点では定めておりませんが、利用状況や施設の活用方法などの説明や協議などに資する事柄を整理し

ました後に、地元の方々との協議等を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（江口 徹）

3 番 深町善文議員。

○3 番（深町善文）

これまで穂波青少年野営訓練所についてお尋ねしましたが、最後に、私の意見をお話しさせていただきたいと思います。

こどもたちはゲームやインターネット等のバーチャルな世界に浸ることが多く、また、思いやりや耐性、自主性、協調性、コミュニケーション能力の不足などが指摘されています。心豊かでたくましいこどもを育てるために、こどもたちの教育を担う家庭、地域、学校において、様々な体験活動を行うことが求められます。

青少年社会教育施設は、学校教育と連携し、家庭や学校では得難い体験活動をこどもたちに提供し、健全な青少年を育成する役割を有しています。

一方、少子化、施設の老朽化等が進む中、今後、施設の進むべき方向が問われます。テレビゲームなどバーチャルな世界に浸るこどもたちが多くと指摘されている中、心豊かでたくましいこどもを育てるために、家庭、地域、学校における、体験活動の推進方策と青少年教育施設の役割や管理、利用内容などの在り方はどうあればよいのか。また、青少年教育施設として重要な施設でありますので、いつでも、誰でもが気楽に利用できるような施設として、再度、広報活動や団体や学校訪問等をされて、利用確保に努めていただきますよう要望いたします。

最後に、体験活動ができる社会教育施設の必要性について、市長にお尋ねしますが、市長は長年、教育現場におられていましたが、私は青少年には体験活動ができる施設が必要だと考えますが、市長は青少年に体験活動ができる施設が必要と考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

桑原教育長。

○教育長（桑原昭佳）

先ほどの一般質問でも生活体験、それから、体験活動に関する質問がございました。様々な体験活動はこどもの生きる力を育む上で、大変重要だというふうに考えております。体験活動には、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力など、生きる力の基盤、こどもの成長の糧としての役割が期待されております。思考や実践の出発点、あるいは基盤として、あるいは思考や知識を働かせて実践して、よりよい生活をつくり出していくために、体験が必要であるとされております。

これまで質問議員がお話をされております体験活動の充実、社会教育施設の整備・運営につきましては、令和4年度に策定いたしました第3次飯塚市教育施策の大綱で定めております基本理念や基本目標を達成するための取組としている事項でございます。大変大事な取組であるというふうに考えております。一方、個々の施設に関しましては、市民ニーズ、それから事業経費といった施設運営面の視点でも、施設の在り方について、今後、考える必要があるというふうに思っております。

○議長（江口 徹）

3 番 深町善文議員。

○3 番（深町善文）

ご答弁ありがとうございました。以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 3 時 12 分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。会議時間を午後5時まで延長いたします。28番 道祖 満議員に発言を許します。28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

私は、江口 徹議長を信任するものではありませんが、市民の負託を受けた議員として、与えられた権利の行使のため一般質問を行います。

今回は、放課後児童クラブに関してお尋ねしていきたいと思っております。

まず、令和7年3月28日に、各都道府県放課後児童健全育成事業担当課長等へ、こども家庭庁成育局成育環境課長から「放課後児童クラブ運営指針解説書について（通知）」が出されていますが、御存じでしょうか。

御存じであれば、この中で「放課後児童クラブとは何か」では、どのように解説されているか、お答えいただきたいと思います。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

放課後児童クラブ運営指針解説書において、児童クラブは児童福祉法第6条の3第2項において「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」と規定されております。

また、社会福祉法上の第二種事業として規定されるとともに、子ども・子育て支援法第59条第1項第5号に規定する、地域子ども・子育て支援事業の一つとして、市町村が地域のニーズ調査等に基づく量の見込みや提供体制の確保等について、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込み、これを実施するものとされております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

確認です。今のご答弁にあったように、この放課後児童クラブは、「保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」に対してというふうに言われております。これは働く人にとって大切な制度だと、子育てに対しては大事な制度だということを言っていると思いますけど、そのように理解してよろしいでしょうか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

保護者が安心して働きに出かけるために必要な施設であるというふうに認識しております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

「放課後児童クラブの基準と運営指針の策定と研修」については、どのように解説されておりますか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

解説書「２．放課後児童クラブの基準と運営指針の策定と研修」では、「（１）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の策定」において、女性の就労参加に伴う、放課後児童クラブへの需要の高まりにより、児童クラブ数と利用児童数が大きく増加する中で、地域におけるこどもの安全・安心の確保という課題に対応するため、児童福祉法に基づき、市町村が放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることが規定された経緯が記載されています。

「（２）運営指針の策定」では、市町村の基準策定に伴い、放課後児童クラブの運営の質の平準化、「放課後子ども総合プラン」の推進や対象児童の高学年への拡大、職員の質の確保、障がいのあるこどもの受入れ体制の充実、安全対策の充実等、近年の放課後児童クラブの動向を踏まえた運営に関する指針が必要であるという認識から、より具体的な運営内容を定め、児童クラブにおける支援の充実を図るため、運営指針を発出したことが記載されています。

次に、「（３）研修との連動」では、放課後児童支援員の研修カリキュラムを定め、認定資格研修や子育て支援員研修の科目構成を「放課後児童クラブ運営指針」に準拠させ連動することにより、運営指針の浸透を目指すことが記載されています。

最後に、「（４）運営指針の改正」において、今回の令和７年４月改正の理由として、待機児童の社会問題化、感染症の流行、障がいのあるこどものインクルージョン推進等、放課後児童クラブや子ども・保護者を取り巻く状況も大きく変化した状況を踏まえ、今日的な環境及び課題を踏まえ、放課後児童クラブの望ましい基準を本解説書とともに示すとされています。

○議長（江口 徹）

２８番 道祖 満議員。

○２８番（道祖 満）

今、ご答弁いただきましたけど、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の策定」においてのご答弁の内容は、飯塚市の状況もこのような状況であるというふうに理解しますが、どのように捉まえていますか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

同様の状況にあるというふうに認識しているところでございます。

○議長（江口 徹）

２８番 道祖 満議員。

○２８番（道祖 満）

この放課後児童クラブ運営指針解説書の意味するところは、どこにあると思われますか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

この解説書は、「放課後児童クラブ運営指針解説書について」に記載がありますように、育成支援に関する事項と、育成支援を支える運営面での取組に関する事項をできるだけ整理して示したものと認識しております。

また、育成支援を行う際の考え方や留意点の補足説明、取組の参考になる関連事項等の紹介等により、各放課後児童クラブの自主性、創意性も尊重しつつ、育成支援や事業運営の改善等の質の向上に役立てることを目指しているものと考えております。

○議長（江口 徹）

２８番 道祖 満議員。

○２８番（道祖 満）

「放課後児童クラブにおける育成支援の基本」については、どのように解説されておりますか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

「放課後児童クラブにおける育成支援の基本」においては、「放課後児童クラブにおける育成支援は、こどもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながらこどもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、こどもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、こどもの健全な育成を図ることを目的とする。」と示されております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

放課後児童クラブは、こどもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながらこどもが自ら危険を回避できるようにしていくというふうにうたっているということですね。そこを確認いたします。

それとともに、令和5年、令和6年の9月議会で、放課後児童クラブに関連して一般質問をいたしました。一般質問の趣旨は「放課後児童クラブの施設における熱中症事故防止」です。昨年の一般質問後の教育委員会の「放課後児童クラブの施設における熱中症事故防止」についての取組について確認させていただきます。

まず、再確認ですが、放課後児童クラブについては、市内では19か所で実施されているとのことでしたけど、この実施箇所数は間違いありませんか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

間違いございません。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

19か所の放課後児童クラブでは、いろいろな部屋が設けられておりますが、遊戯室が設けられていて、この遊戯室に空調設備が設置されておらず、気温が高くなった場合に使用できない箇所は11か所であり、学校施設の空調設備が整った教室を利用している箇所は6か所で、残りの5か所については利用が行われていないとのことであったと記憶しておりますが、その後の利用状況についてはどうなったのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

遊戯室に空調設備が設置されていない施設は、昨年と変わらず11か所となっております。昨年度は、空調設備がある学校教室を利用している児童クラブが6か所、利用していない施設が5か所となっております。

また、遊戯室がない児童クラブ3か所につきましては、空調設備のある学校教室を利用しているところでございます。

学校の教室を利用していない児童クラブに聞き取りを行いましたところ、児童館から学校教室までの距離が遠かったり、階段の昇降があったりするため、児童を安全に移動させることに不安があるというご意見がありました。そのため、今年度は学校の先生に、夏休み期間中の児童クラブから学校教室への移動に可能な限り協力してもらえるように教育委員会から依頼することで、支援員の不安を解消し、児童の安全を図り、こどもたちの活発な活動のために学校教室を利用で

きるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

夏休みというふうに言われておりますけど、学校の先生たちの負担が増えるのではないかと思いますんですけど、学校の先生たちは教育委員会の依頼に対して了解しているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

学校長のほうにご説明を申し上げまして、ご了解のほうをいただいているところでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

支援員にとっては、児童クラブが児童センターと学校の2か所に分かれてしまうことも、運営や安全管理の面から負担が大きいという声を聞いておりますけれど、そういう声を教育委員会は承知しておりますか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

教育委員会といたしましても、児童クラブの現状把握のため、全てではありませんけれども、施設を訪問し、支援員と意見交換をさせていただきました。その中で、議員ご指摘のようにこどもを預かる部屋が分散することにより、安全管理が難しくなるというご意見がございましたので、施設に余裕のある学校については、夏休み期間中は全ての利用児童が空調設備のある学校施設を利用し、目が行き届く環境で運営できるように、現在、調整を図っているところでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

それは、どことどこですか。それと、「夏休み期間中」、「夏休み期間中」と言われておりますけど、今日も暑いんですけど、暑い日はいつまで続くのでしょうか。今日を基準として、6月の中旬から。夏休みはその間、いつからいつまででしょうか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

まず、暑い日ということで、30度を超えるというふうなところで考えますと、例年であれば、大体9月末ぐらいまでは暑さが残るのではないかなというふうに考えております。

また、夏休み期間中というのは、7月20日付近だと思います。そこから8月の終わりまでが夏休みということで認識しているところでございます。

また、学校施設の関係でいいますと、学校教室を利用していない5か所というのが、二瀬、菰田、椋本、若菜、庄内になります。また、鯉田につきましては、これは学校施設を利用しているんですけども、学校と校区内には児童施設がありませんので、こちらについては学校施設を最初から全て利用させていただくというところで、学校長のほうにご相談を申し上げているところでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

確認ですが、鯉田小学校は夏休み以外でも利用できるようにするということですか。それと、それ以外のところ、二瀬、菰田、棕本、若菜、庄内は夏休みだけということですか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

今申しました箇所につきましては、児童クラブというのが基本的に学校終業後からということになりますので、夏休み期間中はもとよりそれ以外の期間につきましても、学校施設のほうを利用させていただけるように、学校長のほうと、今、協議を行っているところです。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

改めてお尋ねしますが、設備が整備されている箇所はどこどこで、学校施設を利用している箇所はどこで、学校施設が利用できない箇所はどこですか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

まず、学校施設を利用しているところが、立岩、飯塚東、鯉田、片島、上穂波、大分。それから、学校施設を利用していないところが、二瀬、菰田、棕本、若菜、庄内。そして、遊戯室がないために学校施設を最初から利用しているところが、伊岐須、高田、内野が最初から学校施設を利用しているところになります。また、幸袋、飯塚、飯塚鎮西、穂波東、鯉田につきましては、遊戯室のほうに空調設備があるという状況でございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

遊戯室に空調設備がある児童クラブは、幸袋、飯塚、飯塚鎮西、穂波東、鯉田でいいんですか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

再度、答弁させていただきます。遊戯室に空調設備がある児童クラブは、幸袋、飯塚、飯塚鎮西、穂波東、鯉田でございます。また、学校施設を利用している児童クラブは、立岩、伊岐須、飯塚東、鯉田、片島、上穂波、大分、高田、内野となっております。学校施設を利用していない児童クラブは、二瀬、菰田、棕本、若菜、庄内となっておりますのでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

幸袋、飯塚鎮西、穂波東、鯉田は小中一貫校ですけど、飯塚は小中一貫校じゃないですけど、設備が整っているんですか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

飯塚の児童クラブにつきましては、当初から学校の空調設備のある教室のほうを利用しているということで、小中一貫校ではございませんけれども、空調設備が整っている状況でございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

遊戯室の空調設備の整備についてお尋ねしてまいりましたが、それ以外の部屋での高温時の対応については、十分対応できておるのかどうか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

遊戯室以外の、通常児童が時間を過ごす集会室や静養室については、全ての児童クラブで空調設備を設置しております。なお、集会室に西日が差し込み、エアコンの効きが悪いといった場合には、扇風機による風の循環、サンシェード等の日よけの使用や窓に遮光シールを貼る対策を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

今、対策をしていると言っておりますけど、この対策をして十分対応できておるというふうに理解しているんですか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

少なくとも、暑さ対策として何がしかのやはり遮光をする、もしくは気温を下げるといった対策としては有効であるというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

十分対応はできているかと言ったら、できていない部分もあるということですね。

では、御存じであるかと思えますけれど、令和5年6月7日に「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」が、各都道府県等にこども家庭庁、文部科学省、消費者庁の各省庁から事務連絡で出されております。その内容について、御承知であるならばご説明願います。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

この事務連絡においては、「プール活動・水遊びの事故防止」と「熱中症事故の防止」の2つの項目について、事故防止対策の徹底のため、注意すべきポイントなどが示されております。

まず、「プール活動・水遊びの事故防止」については、「監視体制の確保」として、監視と指導を行う者の配置や役割分担の明確化。

次に、「職員への事前教育」として、事故を未然に防止するため、プール活動、水遊びの監視を行う際に見落としがちなりリスクや注意すべきポイントについて十分な事前教育を実施。

そして、「緊急事態の対応等」として、職員等への心肺蘇生法をはじめとした応急手当等及び119番通報を含めた緊急事態への対応について教育の場を設け、緊急時の体制を共有し、緊急時には知識や技術を活用することができるよう日常において実践的な訓練を実施といった内容が示されております。

次に、「熱中症事故の防止」については、「環境の整備等」として、定期的な水分・塩分補給。熱中症と疑われる場合の、早期に体温の冷却や病院への搬送等の適切な処置。そして、送迎用バス利用の場合の、こどもの所在確認による置き去り事故の防止。

次に、「各種活動実施に関する判断」として、各種活動の中止に関する判断基準をマニュアル等において具体的に定め職員間で共有。判断にはWBGT値を活用。

最後に、「こどもに対する声掛け」として、気温に応じた、暑さを防ぐための服装。適時の水分補給と休憩。体調不良のときには、すぐに職員に伝えることが示されております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

この資料には、「学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）」、文部科学省、令和5年4月28日、5教参学第6号というのが、熱中症事故の防止で添付されておりますけれども、この内容は各都道府県、厚生労働省等の関係各省に対して文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長と、初等中等教育局教育課程課長から出されてはいますが、これにいろいろ書かれておりますけれども、まず、記「1. 熱中症事故を防止するための環境の整備等について」の内容が記載されておりますけれども、どういう内容か、御存じであればご説明願います。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

令和5年4月28日発出の依頼文書には、熱中症事故防止のため各学校や学校設置者などが留意すべき点をまとめたものとなっております。

その中の、「1. 熱中症事故を防止するための環境の整備等について」では、まず、活動中や活動終了後の水分や塩分の補給。そして、熱中症疑いの場合の適切な処置。また、教育課程内外を問わず、早期から事故防止のための適切な措置を講ずること。次に、活動する場所による空調設備の有無に合わせた活動内容の設定。また、施設・設備の状況に応じて、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しをよくする等の工夫をすること。また、送迎用バスへの安全装置の導入支援と事故防止徹底の観点からチェックシートを活用する。そして、マスクの着用については、熱中症対策の観点も踏まえ、適切な対応を行うことについて記載がされております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

省略されているような感じがするんですけど、「学校施設の空調設備については順次進められているところであり、こうした設備を有効活用していただくとともに」という言葉が載っておりますけれども、また、「空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること」というふうに記載されていると思います。

それと、「室内環境の向上を図る上では、空調、建物の断熱・気密性能の向上、必要な換気を組み合わせることが有効であり」ということが、「施設・設備の状況に応じて、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫をすること」の前に来ておることですよね。間違いないでしょうか、省略しましたよね。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

令和6年4月30日に各都道府県、厚生労働省等の各関係箇所に、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長と初等中等教育局教育課程課長、スポーツ庁政策課長、地域スポーツ課長から、「学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）」が出され

ておりますけれど、その中にあります、記「１．熱中症事故を防止するための環境整備等について」では、どのように記載されておるのか、御存じであれば、説明をお願いしたいと思います。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

令和６年４月３０日発出の依頼文書「熱中症事故を防止するための環境整備等について」においては、活動中やその前後に適切な水分・塩分補給や休憩ができる環境整備。

熱中症疑いの場合の適切な処置とＡＥＤの使用を含む一次救命処置や救急要請を行うことのできる体制整備。

学校施設の空調設備の適切な活用。

活動する場所の空調設備の有無に合わせた活動内容の設定。

施設・設備の状況に応じて、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しをよくする等の工夫をすること。

幼児等が送迎用バスに置き去りにされた際、命の危険に関わる熱中症事故のリスクが極めて高いことに十分留意し、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故を防止すること。

送迎用バスに設置された安全装置については、あくまでヒューマンエラーの防止を補完するものであるということを十分理解し、置き去り防止について万全を期すること。

運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても熱中症事故が発生していることにも十分留意すること。

休業日明け等の、体がまだ暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いことや、それほど高くない気温でも湿度等その他の条件により熱中症事故が発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず熱中症事故防止のための適切な措置を講ずること。

暑さに徐々に慣らしていくことも有効であり、気温が高くなり始めたら、暑さに慣れるまでの順化期間を設けるなど、適切に取り入れること。

活動の前や活動中に暑さ指数の計測等により、熱中症事故の危険度の把握に努めること。

各種行事など、教職員等の体制が普段と異なる環境で活動する際には、事故防止の取組や緊急時の対応について、児童生徒なども含めた事前の確認及び備えをしておくこと。

マスクの着用については、熱中症事故の防止に留意することについて示されているところでございます。

○議長（江口 徹）

２８番 道祖 満議員。

○２８番（道祖 満）

また省略しましたでしょう。「室内環境の向上を図る上では、空調、建物の断熱・気密性能の向上、必要な換気を組み合わせることが有効であり」ということですよ。それで、そういうことで「施設・設備の状況に応じて」というふうになっていますよね。省略しましたよね。

続きまして、令和７年５月８日に「学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）」が出されておりますけれど、これについても御存じであるならば、記「１．熱中症事故を防止するための環境整備等について」の内容について説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

「熱中症事故を防止するための環境整備等について」としまして、活動中やその前後に適切な水分・塩分補給や休憩ができる環境を整えること。

熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、速やかに体を冷却できるよう備えるとともに、ためらうことなく一次救命処置（ＡＥＤの使用を含む）や救急要請を行うことのできる体制を整

備すること。

学校施設の空調設備を適切に活用すること。

普通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。

室内環境の向上を図る上では、空調、建物の断熱・気密性能の向上、必要な換気を組み合わせることが有効であり、「環境を考慮した学校施設づくり事例集（令和2年3月）」を参考にしつつ、施設・設備の状況に応じて、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しをよくする等の工夫をすること。

そして、幼児等が送迎用バスに置き去りにされた際、命の危険に関わる熱中症事故のリスクが極めて高いことに十分留意し、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故を防止すること。なお、送迎用バスに設置された安全装置については、あくまでヒューマンエラーの防止を補完するものであるということを十分理解し、置き去り防止について万全を期すこと。

学校の管理下における熱中症事故は、多くが体育・スポーツ活動中に発生しているが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生していることにも十分留意すること。

休業日明け等の、こどもたちの体がまだ暑さや学校における様々な活動等に慣れていない時期は熱中症のリスクが高いことや、それほど高くない気温（25度から30度）でも湿度等その他の条件により熱中症事故が発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず熱中症事故防止のための適切な措置を講ずること。

熱中症対策には暑熱順化、暑さに徐々に慣らしていくことでございますが、暑熱順化も有効であることから、気温が高くなり始めたら、暑さに慣れるまでの順化期間を設けるなど、適切に取り入れること。

暑熱順化を含むスポーツ活動における熱中症事故のポイントについては別添3を参照ということになっております。

活動の前や活動中に暑さ指数を計測するなどし、熱中症事故の危険度の把握に努めること。

運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、特に教職員等の体制が普段と異なる環境で活動する際には、事故防止の取組や緊急時の対応について、児童生徒等も含めた事前の確認及び備えをしておくこと。

児童生徒等のマスクの着用に当たっては、熱中症事故の防止に留意することというふうになっております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

令和5年の、こども家庭庁から出された「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」に関連して、今、3年分の「学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）」の説明を願ったんですけど、3年間、同じことを言っているんですよ、同じことを。特に私が気にしております、「室内環境の向上を図る上では、空調、建物の断熱・気密性能の向上、必要な換気を組み合わせることが有効であり」と、こういうふうに言われているんです。3年間言われているということです。それに対してどういうふうに対応してきたか、お尋ねしたいんです。

その前に、この資料には添付資料として「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月 追補版）」に収録するチェックリストがありますけれど、「日頃の環境整備等」、「活動中・活動直後の留意点」はどのような項目があるのか、説明をお願いしますか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

まず、チェックリスト「（１）日頃の環境整備等」においては、活動場所における暑さ指数等により熱中症の危険度を把握できる環境整備。

危機管理マニュアル等で、活動中止の基準と判断者及び伝達方法をあらかじめ定め、関係者間で共通認識を図ること。

熱中症事故防止に関する研修等を実施。

休業日明け等の、体が暑さや運動等に慣れていない時期には、暑さに慣れるまでの順化期間を設けるなど、体を暑さに徐々に慣らしていく期間を取り入れた無理のない活動計画とすること。

活動中やその前後に、適切な水分等の補給や休憩ができる環境整備。

熱中症発生時に速やかに対処できる体制整備。

熱中症事故の発生リスクが高い活動の実施時期・活動内容の調整の検討。

指導体制が普段と異なる活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に確認し、児童生徒とも共通認識を図ること。

保護者に対して活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組について情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図ること。

施設・設備の状況に応じて、日差しを遮る日よけの活用、風通しをよくする等の工夫を検討すること。

活動する場所の空調設備の有無に合わせた活動内容を検討。

送迎用バスについては、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故防止を徹底すること。以上がチェック項目となっております。

次に、チェックリスト「（３）活動中・活動直後の留意点」においてでは、暑さ指数等により活動の危険度を把握するとともに、児童生徒等の様子をよく観察し体調の把握に努めること。

体調に違和感等がある際には申し出やすい環境づくりに留意すること。

児童生徒等の発達段階によっては、熱中症を起こしていても「疲れた」等の単純な表現のみで表すこともあることに注意すること。

熱中症発生時に速やかに対処できる指導体制とすること。

活動の指導者には、児童生徒等の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更すること。

運動強度・活動内容・継続時間の調節は児童生徒等の自己管理のみとせず、指導者等が把握し適切に指導すること。

児童生徒等が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることもあるため、特に熱中症リスクが高い状況での行動には注意すること。

運動を行った後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動するなど、登下校を含む次の活動を行うことに注意すること。

以上がチェック項目となっております。

○議長（江口 徹）

２８番 道祖 満議員。

○２８番（道祖 満）

ちょっとそこでお尋ねしたいんですけど、「室内環境の向上を図るため、施設・設備の状況に応じて、日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫を検討する」というふうになっています。これは、設備の状況に応じて、空調設備がないところで、日差しを遮る日よけの活用、風通しをよくする等の工夫を検討する。これで気温は３５度ぐらいから何度ぐらい下がるんでしょうかね。どう思いますか。下がるとは思いますか。

室内環境の向上を図るために、施設にクーラーとか空調設備がないとする。日差しを遮るために日よけをする。分かりますよ。遮って風通しをよくすると、どれぐらい温度が下がるんでしょうか。３５度、４０度近くなると言っていましたよ、遊戯室。面白いチェック項目と思って。そ

れで、ちょっとどうなるのかなとお尋ねしたかったんですけど、お答えできますか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

先ほども空調設備の整備されていない部屋で高温時の対応についてというところでお答えした内容にもなるんですけども、扇風機による風の循環やサンシェード、日よけの使用、窓に遮光シールといったことを行っているところでございます。

こういった対策というのは、一度上がった気温を下げるというよりも、どちらかという気温の上昇を抑えるといった効果があるのではないかというふうに考えているところです。一般的には、ひなたよりも日陰のほうが涼しいといった観点、そういった部分で冷却効果というよりも気温の上昇を抑える効果があるというふうに認識しております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

いろいろお尋ねして、先ほど言ったように、令和5年、6年、7年に出されている「学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）」、ここに書かれているのは、学校施設の空調設備を適切に活用すること。室内環境の向上を図る上では、空調、建物の断熱・気密性能の向上、必要な換気を組み合わせることが有効であるというふうに言われておるんですよね。

再度、お尋ねしますが、市内での放課後児童クラブではどのように実施されているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

各児童クラブでは、施設の状況に合わせて、エアコン稼働、大型扇風機の活用、日差しが強い方角に向いている窓への遮光シールの貼付けや遮光カーテンの設置、日よけとして屋外にサンシェードやすだれの設置などをしております。

また、一部の施設では集会室と遊戯室が隣接しており、集会室のエアコンから出る冷気を遊戯室に送り込み、大型扇風機で冷気を循環させております。施設からは冷気を循環させるサーキュレーターや扇風機の購入を希望する声が上がっておりますので、それらを購入し、うまく活用することで、引き続き暑さ対策を実施してまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

児童クラブで、その遊戯室を除いた部屋についてですけど、今お答えいただきましたけど、結局、暑さ対策を実施してまいります。冷気を循環させるサーキュレーターや扇風機を購入を希望する声が上がっておりますので、それらを購入し、うまく活用することで、引き続き対策を実施してまいりますと言われておりましたけど、昨今の暑さは、既存のエアコンの冷房能力を超えた暑さだというふうに聞いているんです。だから、エアコンを追加すれば、ある程度効くと思うんですけど、冷気を循環させるサーキュレーターや扇風機も必要かとは思いますが、エアコンも追加で希望したら、要望には応えてあげる用意があるというふうに理解していいですか。

分かりますか。エアコンの能力が、今までつけていた能力よりも、気温が高いから能力不足になっていると。エアコンを追加してくれたら、扇風機もあっていいですよ、サーキュレーターがあってもいいですよ、だけど、元の気温を下げるエアコンも購入を希望したら、それは今の答弁でいきますと、それらを購入し、うまく使ってと言っていますけれど、エアコンを買えば、エアコンを新しく1台、2台追加で設置すれば、気温が下がる可能性があるんですよ。そういう希望

を聞いたときに、対応する用意はありますかと言っているんです。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

ただ今ご質問いただきましたサーキュレーターや扇風機であれば、そちらを購入してということに対して、それがエアコンであればどうなのかというふうなご質問でございますけれども、基本的にエアコンといいますと、サーキュレーターや扇風機よりも非常に電力が必要になってきます。そうなりますと、施設内の受電容量、こういったものからよく確認していかななくてはならないというふうに考えております。そういうのを抜きに、すぐに対応できるものがこういった一般的なサーキュレーターや扇風機ということで考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

家庭用のエアコンは200ボルトですかね。200ボルトを引く金はない。100ボルトあったら扇風機は回ります。サーキュレーターも回ります。エアコンを今つけているところは200ボルトを引いてきているんでしょう。それを分電盤で引っ張ることはできない。引っ張ることはできるでしょう。容量がないならば、使用電力を九電に言って変えてもらえばいいんですよ。そんなに何百万円もかかる仕事ですか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

一般的にそういった部分について、費用的にどれぐらいかかるのかというのが今この場では試算したことがございませんので、明確にどちらのほうがどうというのが答えられないというのが現状でございます。すみません。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

暑いんですよ、3年前から言っているんです。3年前から暑いんですよ。来年も暑くなりますよ。今年も暑くなりますよと言ってきているんです。言ってきているけど、何も対応してきていないということでしょう、そういう言葉で言うならば。

考えもしなかった。要望が出たときに扇風機で賄えばいいと。エアコンを1つつけたら、気温がぐっと下がる可能性があるんですよ。そういう要望をしたときに、要望は聞けないと。金がどれぐらいかかるか分からないから聞けないということですか、今の答弁は。

それと、ちょっとお尋ねしますが、小中一貫校は造るときに併設して児童クラブができました。そこで、空調は遊戯室から全てにあるわけですよ、使用する部屋に。なぜつけたんですか。何でついているんですか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

小中一貫校に併設されている部分につきましては、小中一貫校の建設に合わせて、当初計画の中で設置されたというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

だから、何でつけたんですかと言っているんですよ。何でついているんですか、あそこは。ほ

かのところにはついていなかったんです。小中一貫校にはつけた。なぜですかと言っているんです。必要があつてつけたんでしょう。その必要性というのは、何を目的としてつけたんですかと聞いているんです。答えられるでしょうか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

設置の目的としましては、やはり、暑さ対策、また、寒さ対策、そういった観点からついているものというふうに認識しております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

私はこう思うんです。働く人たちが増えて、安心してこどもを預けるために、放課後児童クラブが整備されてきた。暑さが変わっていく。だから新しい施設を造るときに、安心してこどもを預かれる施設を小中一貫校のときには造ったんですよ、当然。目的は安心して安全にこどもを預かるということでしょう。小中一貫校ではそれがちゃんとやられているということでしょう。確認します。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

暑さ対策、寒さ対策というものが、小中一貫校においてはそういった空調の面でしっかりされているということは、そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

空調設備のない施設の支援員は、暑さでこどもの体調が悪くならないように管理しなければなりません。空調設備がある児童クラブの支援員よりも負担が大きいわけですが、施設環境によって支援員の負担に差が生じるべきではないと思います。支援員が安心して働くことができる環境づくりは絶対に必要ではないかなと思っております。

今までに、エアコンの効きが悪い施設の窓や屋根に断熱効果を高める対応を検討したことがありますか。これは遊戯室と遊戯室以外の部屋で要望したときにというふうに、分けてご答弁いただきたいんですけど。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

児童クラブの遊戯室への空調設備の設置につきましては、試算したことがございます。これまで実施した空調設備や大規模改修工事を参考とした見積額となりますが、1施設当たりの工事費が大体約4千万円かかるというふうに見込んでおります。

また、空調設備の機能を発揮させるためには受変電設備の電気工事や、断熱化を施した外壁・内装の改修工事がセットとして必要となること、また、近年の物価上昇やアスベスト含有の有無によっても設計費は個別要件として変動いたしますので、あくまでもこの4千万円というのは概算費用になりますけれども、これは断熱工事などを含んでいないということで確認しております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

ちょっとお尋ねしますけど、伊岐須児童クラブの遊戯室でいいですよ、遊戯室があるんでしょ

う、遊戯室でここは空調が入っていないと。立岩児童クラブも同じく、飯塚東児童クラブもそう。鯉田児童クラブもそう、片島児童クラブもそう、高田児童クラブ、内野児童クラブ、この辺は微妙に違って来るかも分かりませんが、今言ったところについて、この児童クラブの遊戯室の広さは一緒なんですか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

各児童クラブの遊戯室には広さの違いがございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

3年前から「暑い」、「暑い」と言っています。そして、対策を取ったらどうだというお願いをしています。それで、学校の中に、一応、放課後に連れて行きますという答弁で、それはそれでいいんですけど、それは取りあえずじゃないかなと思っているんですよ。

管理監督の安全性の面からいった場合、やはり目の届く範囲の中でちゃんと設備を充実したほうが抜本的対策になるのではないかと思いますけれど、言いたいのは、施設ごとに大きさが違うのに、単純に1か所4千万円かかりますと。試算の内容は具体的にどこまで見て、どういう内容で4千万円かかると言っているんですか、どこが幾らか。違うんじゃない、施設ごとに。今、1か所4千万円かかるから、11か所したらトータルで4億4千万円あったらできるの。答弁はどっちでもいいのよ。「できる」、「できない」でもいいのよ。できるならやればいいじゃない。できないならできないで、1つずつきちんと積算を考えてやっていけばいいじゃない。なぜしないの。

言いたいのは、小中一貫校はきちんと整備されています。こどもたちが安心・安全で、保護者も安心して働ける環境をつくってあげています。ありがたいことです。けれど、ほかのところは安心・安全にこどもを預けられるんですかと言ったら、やはりそこは心配なんでしょう、教育委員会は心配ないですか。答弁をお願いします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

暑さに関する部分に関して申しますと、先ほど答弁のほうでも申しましたとおり、各種通知によって熱中症は非常に危険な症状であるので、いろいろなチェックリストもございますし、その防止策などについても毎年通知などが発出されている部分でございますので、教育委員会としても暑さに対しては非常に敏感になっているところであり、とても危険な症状であると。また、こどもたちの安心・安全を守るためにも、暑さ対策というのは非常に重要なことであるというふうな認識はしております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

だから、差があつていいのかと聞いているんです。差があつたら悪いでしょう。目的から考えて、差があつたらいけないでしょう。であるなら、設備の充実を図っていく計画をつくっていくべきではないかと。これは再三言っているわけです。3回目です、同じ質問は。

現在、市内では各所でマンション建設や宅地開発が進んでいます。先ほど、学校施設の利用調整を図っていると答弁がありましたけれど、今後、地区によっては児童数に隔たりが生じ、既に児童の数が増えると見込まれる地区が複数あります。これはもう立岩と菰田は増えるでしょうと。それに、学校施設に余裕がない状況になる可能性があるんじゃないですか。こどもが増えたら、

教室が足りなくなる。そうした地区の児童クラブでは、学校が利用できない場合を想定して、遊戯室の空調設備の設置をやはり早急に検討していかないと、新飯塚を中心に立岩小学校区と菰田小学校区、飯塚第一中校区全体ですよ、人口が増えていく可能性は十分にあって、そして、それは若い人たちが多く住んでくれるのではないかと。出生率もその地区においては、平均値に近い数字になってくる。ちょっと覚えていないんですけど、出生率も高くなるのではないかと。思うんですよ。

そういう意味では、早急に検討していく必要があるのではないかと思いますけど、どういうふうに考えますか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

教育委員会としましては、市内の児童クラブを利用する全てのこどもたちが快適な環境で遊び、生活することができるようにしたいというふうに考えております。

児童クラブは利用児童数が異なっているため、学校施設を利用するなど各施設の状況に適した取組を進めてまいっておりますが、質問議員よりご指摘のありました、今後、児童数が増加すると見込まれる地区について検討の必要性は認識しておりますが、遊戯室への空調設備設置は財政上の措置や対象施設の優先度、設置工事期間等の児童の居場所等の確保も考慮する必要がありますため、まずは関係部署のほうと協議をしまいたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

関税の問題でいろいろ、今、経済が混迷してきておりますけれど、労働人口の減少と女性の社会進出に伴って、今まで以上にこどもの安心・安全な居場所が求められてくると思うんですよ。それがまちづくりにも大きく影響してくると思うんです。そういうことを考えたときに、1か所4千万円かかります、11か所したら単純には4億4千万円の金がかかりますから、財政上の措置、お金ですよ、財政上の措置がいる。だから、それはちょっと待ってくれと。もう3年目ですよ。同じことを言っているんですよ。

都市計画とかまちづくりとかいう観点から、どう考えていくんですか、教育長、答えられますか。教育長もしくは市長、まちづくりですよ、これは。教育長の答弁と市長の答弁、まちづくりだからお願いします。

○議長（江口 徹）

桑原教育長。

○教育長（桑原昭佳）

先ほど令和7年4月の放課後児童クラブの運営指針の解説書、これの16ページに、先ほどから質問議員がおっしゃっていたように、「育成支援は、こどもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながらこどもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、こどもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、こどもの健全な育成を図ることを目的とする。」というふうに明記されております。ここが非常に大事なところだと思います。

こどもが安心して過ごせる生活の場所としてふさわしい環境を整えるということ、これに熱中症対策も含まれるのではないかなというふうに思います。空調については、以前ご答弁させていただいたときも、その段階での対応を申し上げました。その後、国からの空調設備の交付金や学校体育館等の空調設備の導入に係る制度について、教育委員会の内部、それから市長部局の関係課とも協議して検討しておりますが、本日、現在までは導入に至っておりません。ただ、引き続き国の動向、これは日々変わっていくと思いますので、こちらのほうは注視しながら検討してい

きたいというふうに思っております。

それまでは、こどもが安心して過ごせる生活の場を確保するために、この解説書にもございますが、児童クラブの実情に応じて、全部同じレベルで考えるのではなくて、現在行っております学校施設の活用、こちらのほうを中心に、さらに拡充をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

今、教育部長とそれから教育長のほうからご答弁がありました。質問者がおっしゃいますように、私も教育や子育てのまちというのを、目指すまちづくりに掲げておりますので、そういう意味では、働く親御さんにとって児童クラブというのはやはり、こどもの居場所であり、安心・安全な場所であればいけないと思っていますので、教育委員会のほうからご答弁ありましたけれども、これからも市長としてしっかり連携を図ってまいりたいと思っています。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員にお知らせいたします。発言時間の残が1分を切っておりますので、よろしくお願いします。28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

お願いです。学校施設を使うということは、それは便宜的であると思っていますよ。やはり移動するときの安全面とかを考えると、抜本的に一つの施設でちゃんと目が届く、こどものことですから、管理監督が行き届くような体制を整えるべきだと思うんです。

それと、放課後児童クラブに求められる内容が、一段と膨らんできておりますから、それに対応するときに、移動とかそういうことを考えていったときに、非常に負担が大きくなると思いますので、全部が全部できないかも分からないけれど、やはり人口が密集するところについては、ちゃんと計画年度を持って対応していくべきだと思いますので、今回はこれで質問を終わりますけど、計画をぜひ出していただきたいということを要望して終わります。ありがとうございました。

○議長（江口 徹）

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明6月18日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 4時31分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

1 番	江 口 徹	1 5 番	永 末 雄 大
2 番	兼 本 芳 雄	1 6 番	土 居 幸 則
3 番	深 町 善 文	1 7 番	吉 松 信 之
4 番	赤 尾 嘉 則	1 8 番	吉 田 健 一
5 番	光 根 正 宣	1 9 番	田 中 博 文
6 番	奥 山 亮 一	2 0 番	鯉 川 信 二
7 番	藤 間 隆 太	2 1 番	城 丸 秀 高
8 番	藤 堂 彰	2 2 番	秀 村 長 利
9 番	佐 藤 清 和	2 3 番	小 幡 俊 之
1 0 番	田 中 武 春	2 4 番	金 子 加 代
1 1 番	川 上 直 喜	2 6 番	瀬 戸 元
1 3 番	田 中 裕 二	2 7 番	坂 平 末 雄
1 4 番	石 川 華 子	2 8 番	道 祖 満

(欠席議員 0名)

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 兼 丸 義 経

議会事務局次長 上 野 恭 裕

議事総務係長 安 藤 良

書 記 伊 藤 裕 美

議事調査係長 潤 上 憲 隆

書 記 宮 山 哲 明

書 記 奥 雄 介

◎ 説明のため出席した者

市 長 武 井 政 一

副 市 長 久 世 賢 治

副 市 長 藤 江 美 奈

教 育 長 桑 原 昭 佳

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 許 斐 博 史

行政経営部長 福 田 憲 一

市民協働部長 小 川 敬 一

市民環境部長 長 尾 恵美子

経 済 部 長 小 西 由 孝

こども未来部長 林 利 恵

福 祉 部 長 東 剛 史

都市建設部長 大 井 慎 二

教 育 部 長 山 田 哲 史

企 業 局 次 長 今 仁 康

